

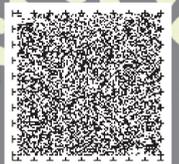
第5期

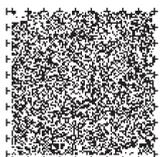
熊本市障がい福祉計画

第1期 熊本市障がい児福祉計画



2018 (平成30)年 3月
熊本市



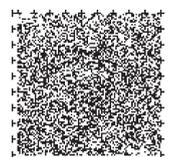


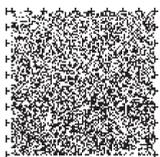
目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	1
4 計画の位置づけ	2
5 計画の対象者	3
6 計画期間	3
7 計画の進行管理	4
第2章 障がい者数等の現況	
1 障害者手帳の所持者数	5
2 身体障害者手帳所持者数	6
3 療育手帳所持者数	8
4 精神障害者保健福祉手帳所持者数	10
5 発達障がい者支援センター相談支援件数	13
6 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	14
7 障害福祉サービス支給決定者数	15
8 障がい保健福祉施策関連事業費	17
9 事業所指定の状況	18
第3章 2020（平成32）年度の数値目標	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	19
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
3 地域生活支援拠点等の整備	21
4 福祉施設から一般就労への移行等	22
5 障がい児支援の提供体制の整備等	23
第4章 障害福祉サービス等の必要量見込み	
・障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	24
・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	49
・発達障がい者等に対する支援	49
・子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	51
第5章 地域生活支援事業の必要量見込み	
・地域生活支援事業に関する各事業の見込量	52
資料	67

* 「障がい」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づくとともに、2018（平成30）年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障がいのある方の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号：平成29年3月31日改正、以下「国の基本指針」という。）に即し、本市における障がいのある方の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込量を算出します。

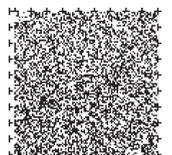
2 計画の基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して障害者総合支援法や児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

3 サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
 - ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
 - ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
 - ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
 - ①相談支援体制の構築
 - ②地域生活への移行や地域定着支援のための支援体制の確保
 - ③発達障がい者等に対する支援
 - ④協議会（障がい者自立支援協議会や発達障がい者支援地域協議会等）の設置による体制の整備



(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①障がい種別や年齢別等のニーズに応じた地域支援体制の整備
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③保育所等訪問支援の活用による地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - ・重症心身障がい児に対する支援体制の充実
 - ・医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
 - ・虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

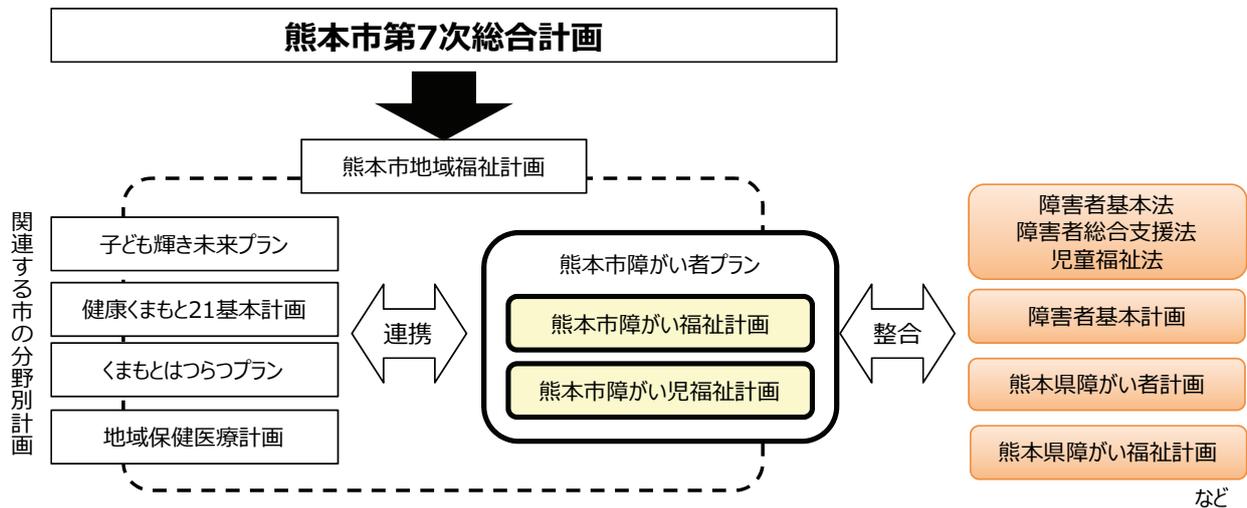
4 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

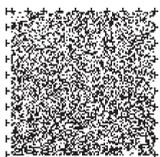
(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「熊本市総合計画」及び「熊本市障がい者プラン」をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「熊本市子ども輝き未来プラン」「くまもとはつらつプラン」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。



(3) 施設整備との関係

本計画に定めた数値目標やサービス見込量等を着実に達成するため、今後の社会情勢等を見据えつつ、真に緊急性・必要性があると認められる施設整備を計画的に進めます。



5 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）のうち18歳以上である者並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）であって18歳以上である者をいいます。「障がい児」とは児童福祉法第4条第2項に規定する者をいいます。

6 計画期間

本計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間です。

2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

「熊本市障がい者プラン」(2009 (H21) ~2018 (H30) 年度)

見直し

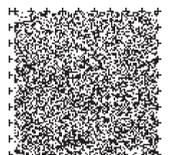
⇒ 基本理念と施策の方向性を定める

「第4期熊本市障がい福祉計画」

「第5期熊本市障がい福祉計画」

「第1期熊本市障がい児福祉計画」

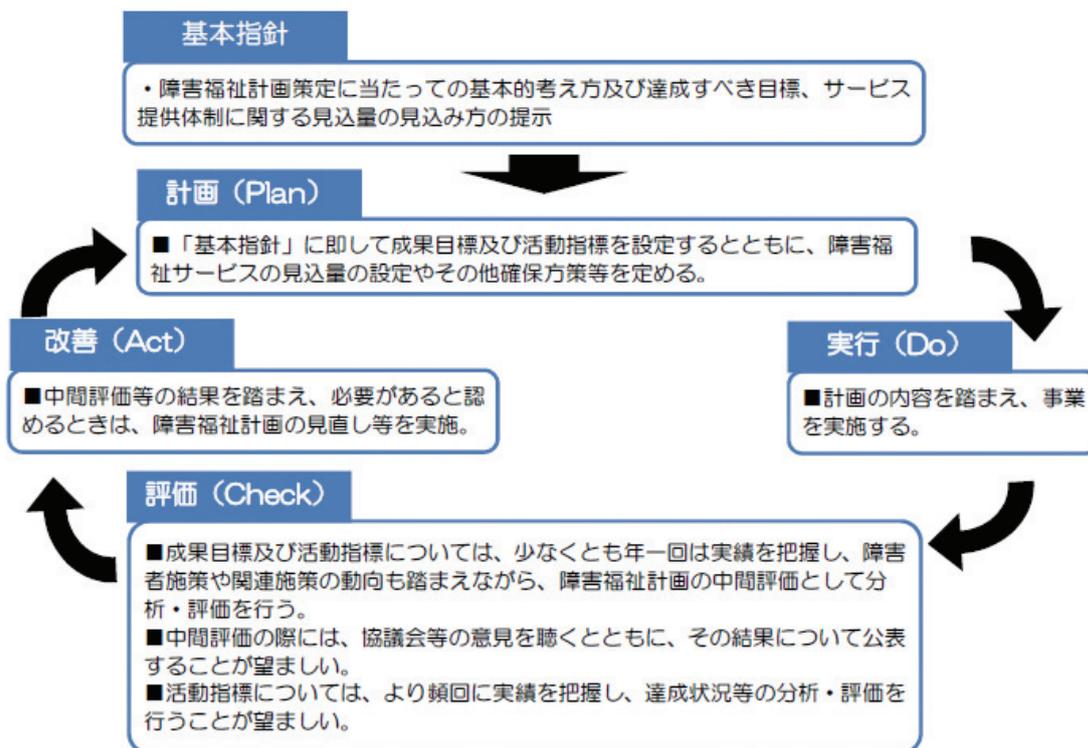
⇒ 数値目標と障害福祉サービス等の見込み量を定める



7 計画の進行管理(PDCAサイクルによる計画の見直し)

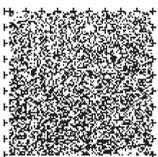
計画に定めた事項については、本市のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。本市では毎年、数値目標と活動指標の実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいきます。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

※PDCAサイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

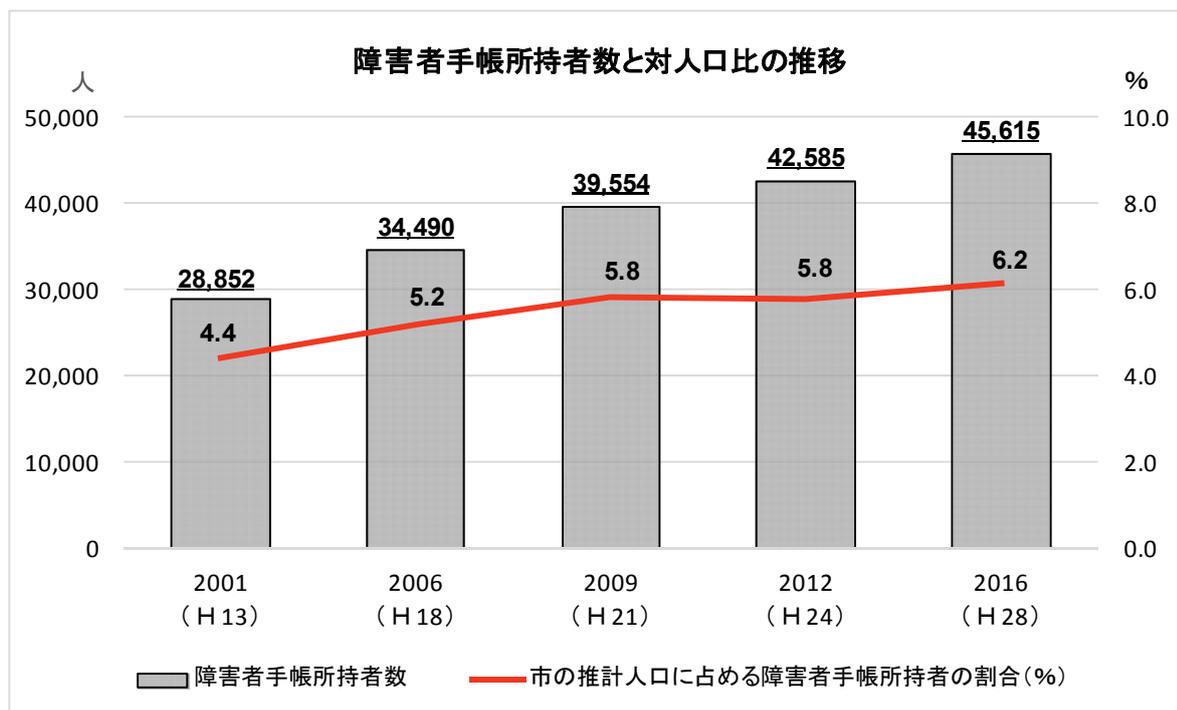


第2章 障がい者数等の現況

1 障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、2016（平成28）年度末現在で延べ45,615人であり、市民の6.2%（約16人に1人）が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。

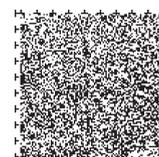
身体障がい者は横ばい傾向ですが、療育と精神の手帳所持者数は年々増加傾向にあります。



単位：人

年度	2001 (H13)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2016 (H28)
身体障害者手帳	23,131	26,727	29,562	30,661	30,814
療育手帳	3,371	4,042	4,999	5,686	6,600
精神障害者保健福祉手帳	2,350	3,721	4,993	6,238	8,201
合計	28,852	34,490	39,554	42,585	45,615

※各年度末現在

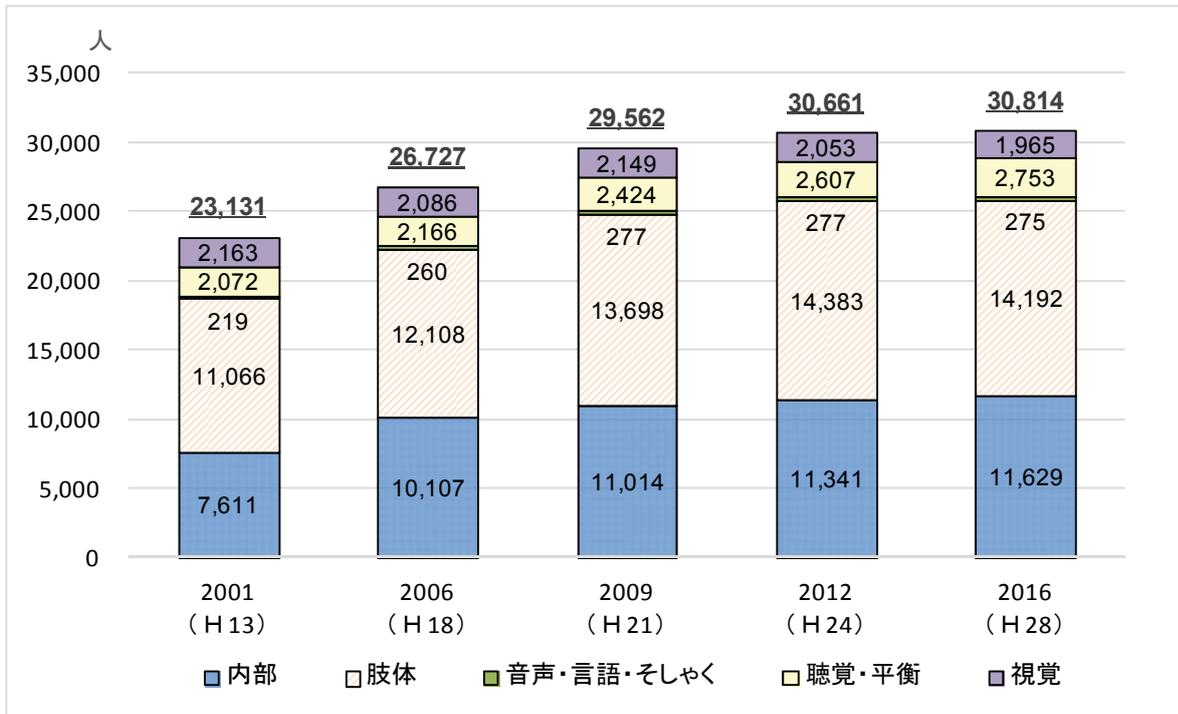


2 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、2016（平成 28）年度末で 30,814 人となっており、障害者手帳所持者総数の約 68%にあたります。2012（平成 24）年度と比較すると 153 人増加しています。

障がい部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、この両部位で身体障害者手帳所持者数のうち約 84%を占めています。

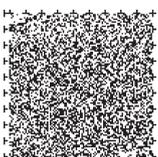
(1) 障がい部位別の手帳所持者の推移



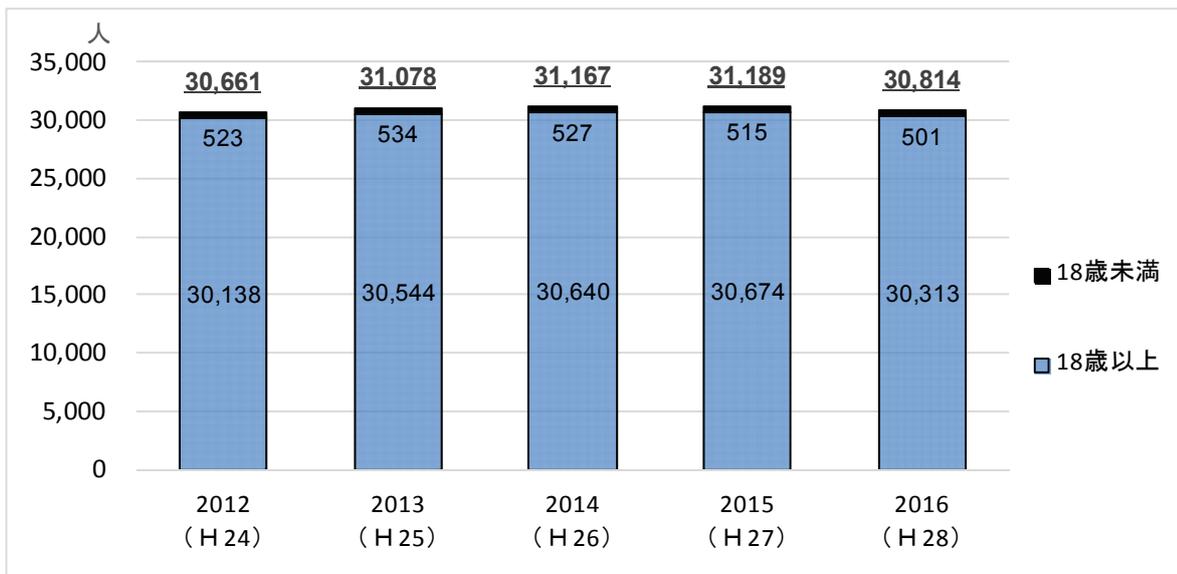
単位: 人

年度	2001 (H13)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2016 (H28)
視覚	2,163	2,086	2,149	2,053	1,965
聴覚・平衡	2,072	2,166	2,424	2,607	2,753
音声・言語・そしゃく	219	260	277	277	275
肢体	11,066	12,108	13,698	14,383	14,192
内部	7,611	10,107	11,014	11,341	11,629
合計	23,131	26,727	29,562	30,661	30,814

※各年度末現在



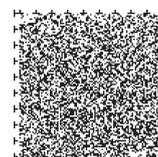
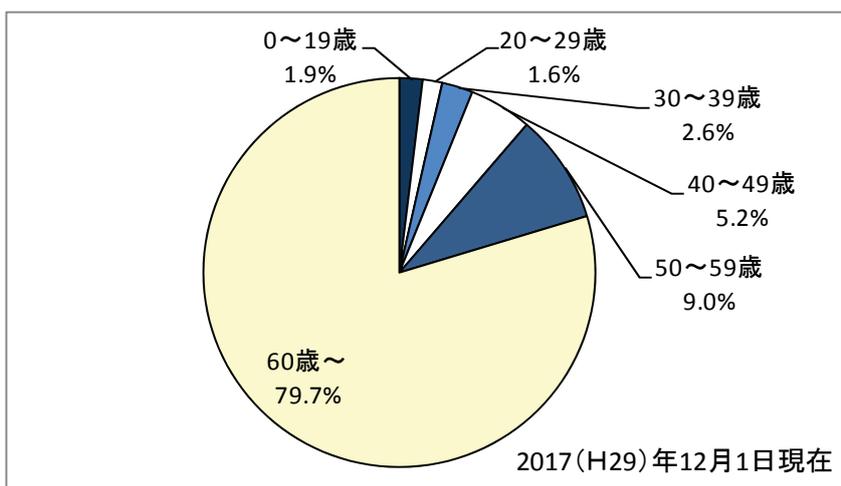
(2) 年齢構成別の手帳所持者の推移



単位: 人

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
18歳未満	523	534	527	515	501
18歳以上	30,138	30,544	30,640	30,674	30,313
合計	30,661	31,078	31,167	31,189	30,814

※各年度末現在

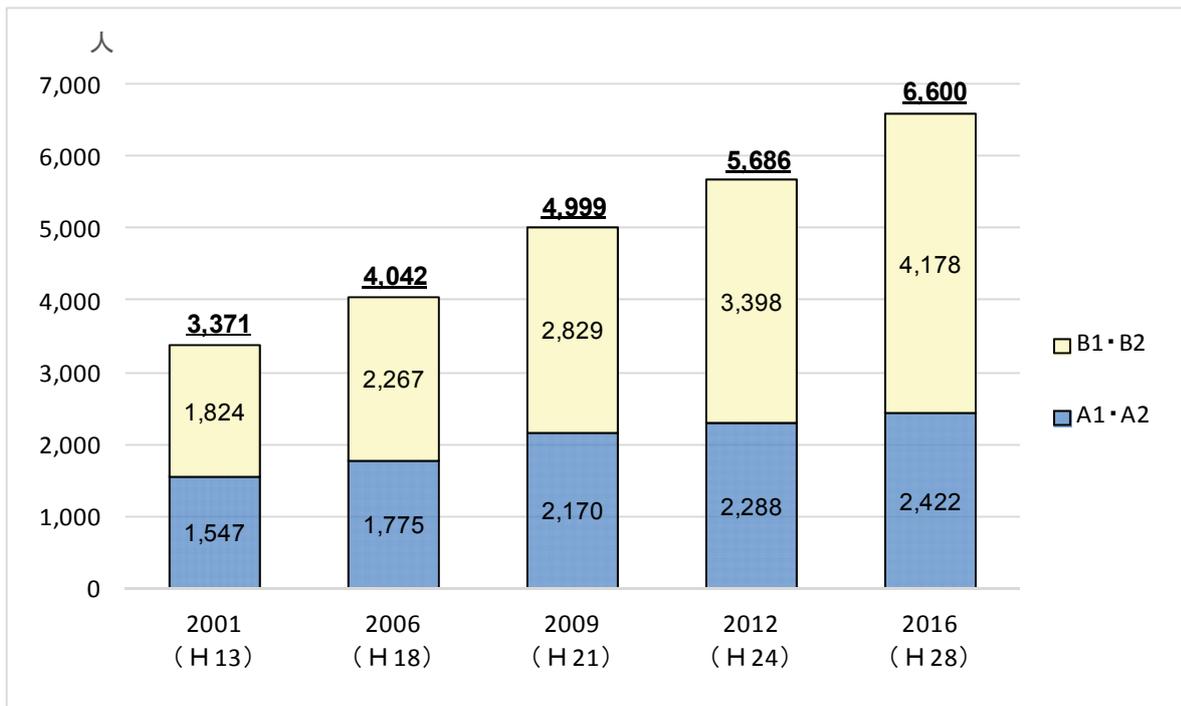


3 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、2016（平成28）年度末で6,600人となっており、障害者手帳所持者総数の約14%にあたります。2012（平成24）年度と比較すると、914人増加しており、増加率は約16%となっています。

特に中・軽度（B1・B2）の手帳所持者の増加傾向が顕著となっています。

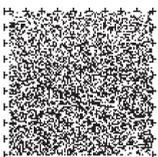
(1) 判定別の手帳所持者の推移



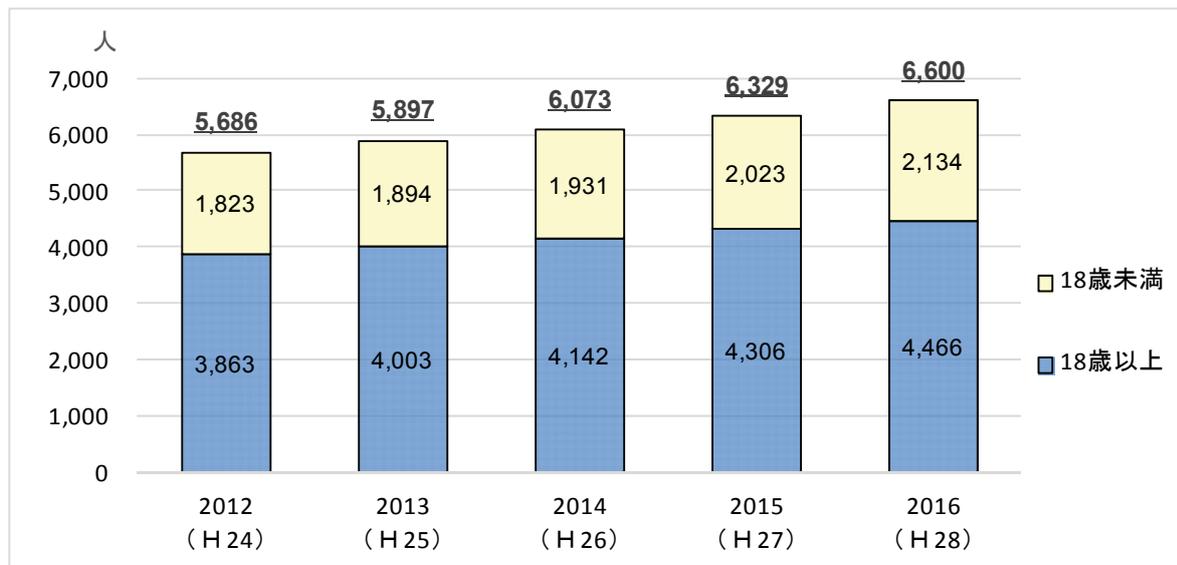
単位：人

年度	2001 (H13)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2016 (H28)
A1・A2	1,547	1,775	2,170	2,288	2,422
B1・B2	1,824	2,267	2,829	3,398	4,178
合計	3,371	4,042	4,999	5,686	6,600

※各年度末現在



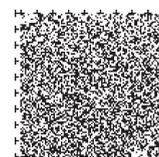
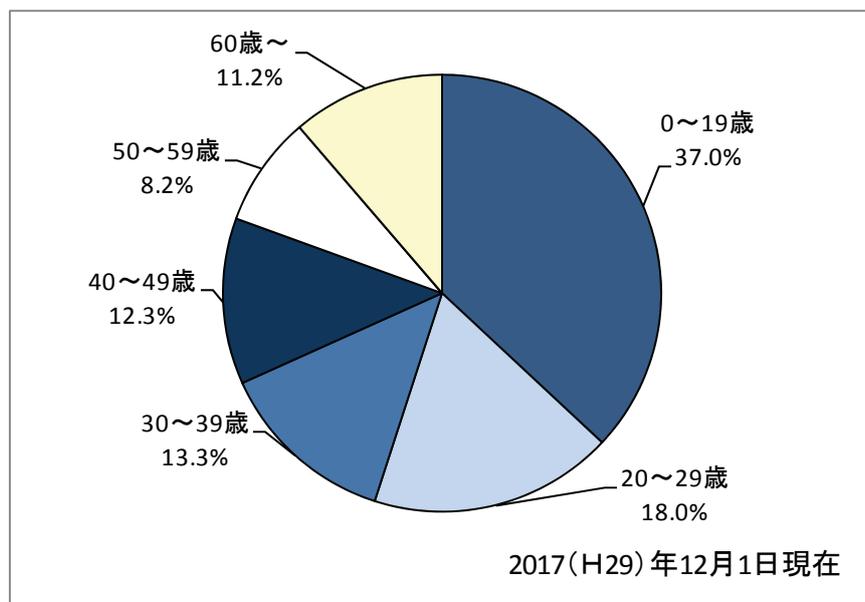
(2) 年齢構成別の手帳所持者の推移



単位：人

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
18歳未満	1,823	1,894	1,931	2,023	2,134
18歳以上	3,863	4,003	4,142	4,306	4,466
合計	5,686	5,897	6,073	6,329	6,600

※各年度末現在

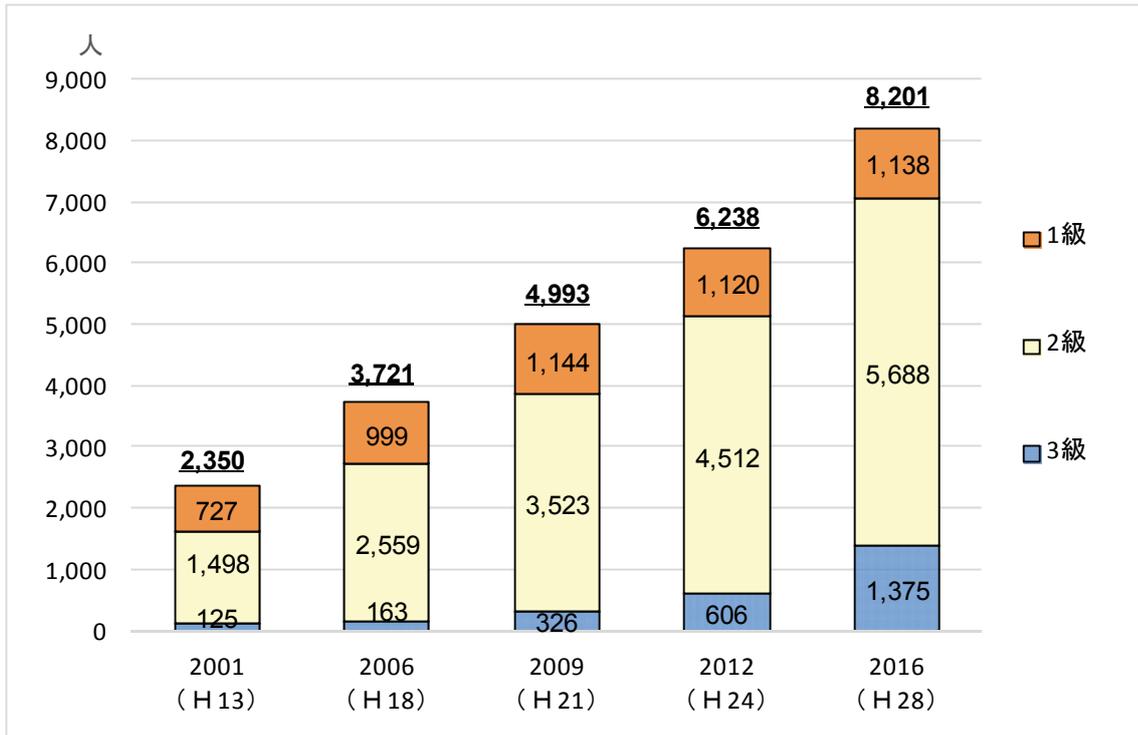


4 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2016（平成 28）年度末で 8,201 人となっており、障害者手帳所持者総数の約 18%にあたります。2012（平成 24）年度と比較すると 1,963 人増加しており、増加率は約 31%となっています。

身体障害者手帳、療育手帳と比較して、所持者数の増加率は最も高く、今後も増加していくものと考えられます。

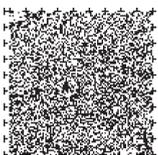
(1) 判定別の手帳所持者の推移



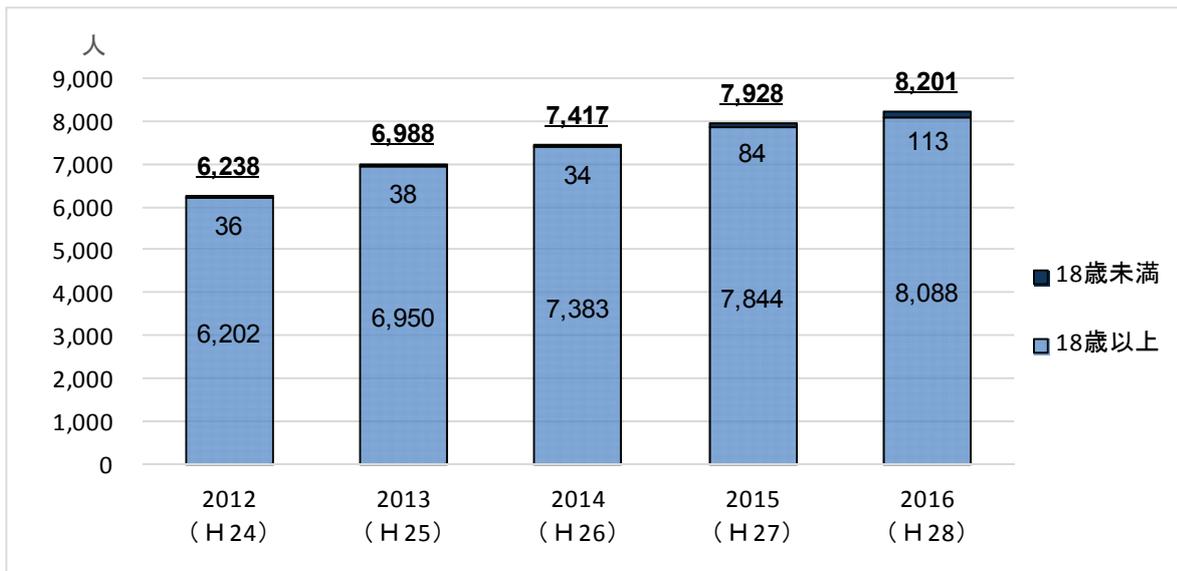
単位: 人

年度	2001 (H13)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2016 (H28)
1級	727	999	1,144	1,120	1,138
2級	1,498	2,559	3,523	4,512	5,688
3級	125	163	326	606	1,375
合計	2,350	3,721	4,993	6,238	8,201

※各年度末現在



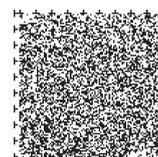
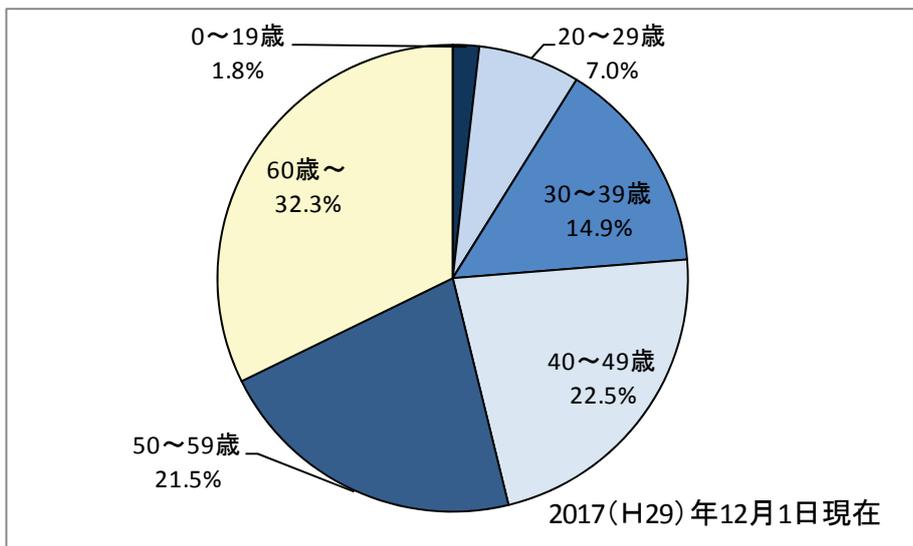
(2) 年齢構成別の手帳所持者の推移



単位：人

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
18歳未満	36	38	34	84	113
18歳以上	6,202	6,950	7,383	7,844	8,088
合計	6,238	6,988	7,417	7,928	8,201

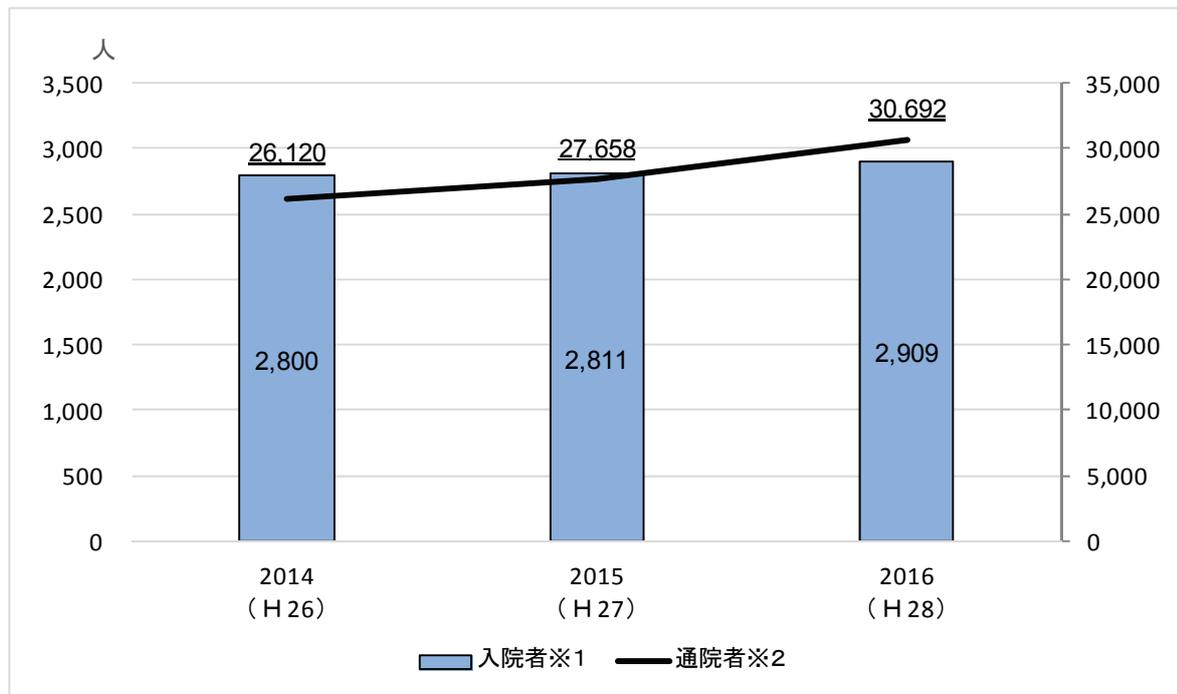
※各年度末現在



(3) 精神科医療機関の入院者、通院者の推移

2016（平成28）年6月30日現在の入院者は2,909人となっており、2014（平成26）年度と比較すると109人増加しており、増加率は約3.9%となっています。

2016（平成28）年6月の1ヶ月間の通院者数は30,692人となっており、2014（平成26）年度と比較すると4,572人増加しており、増加率は約17.5%となっています。

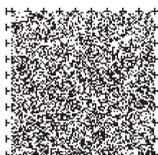


単位：人

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
入院者※1	2,800	2,811	2,909
通院者※2	26,120	27,658	30,692

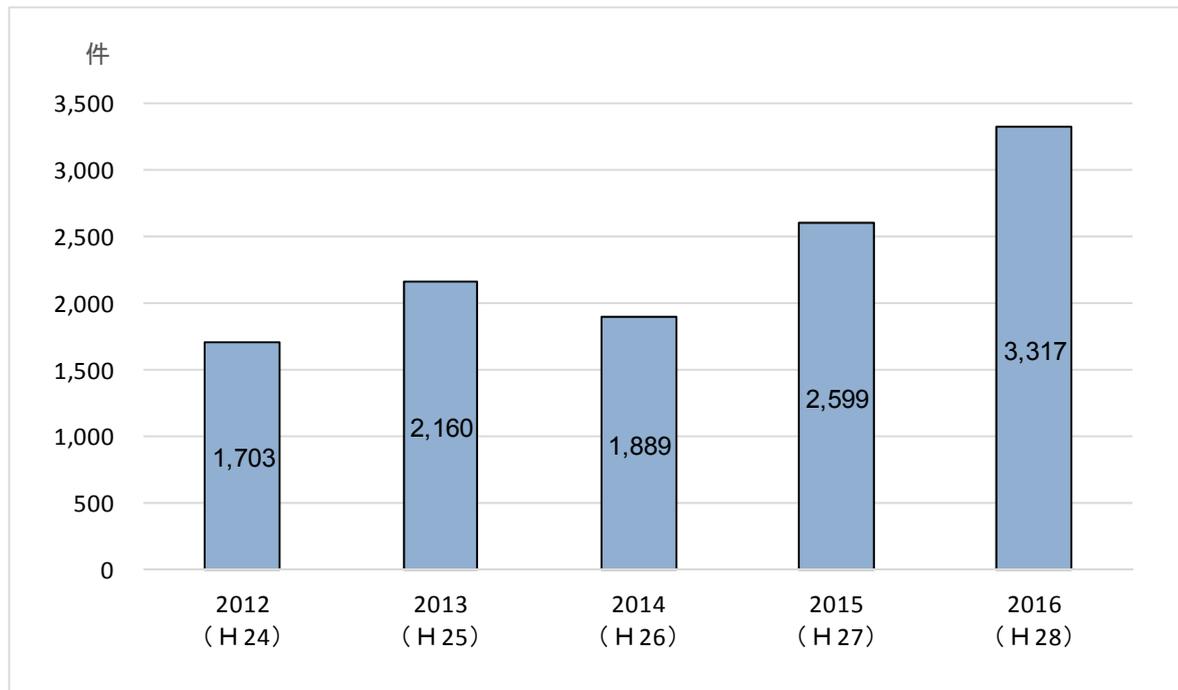
※1 各年6月30日現在

※2 各年6月の1ヶ月間の外来受診患者実人数



5 発達障がい者支援センター相談支援件数

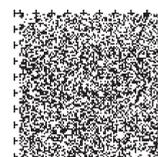
熊本市発達障がい者支援センター（みなわ）は、2012（平成24）年度から設置をしており、相談支援件数をみると、開所から5年間で約2倍に増加しています。今後も相談支援件数が増加していくものと考えられます。



単位：件

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
相談支援件数(延べ)	1,703	2,160	1,889	2,599	3,317

※各年度末現在



6 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療費の一部または全部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費(指定難病)受給者証が交付されます。

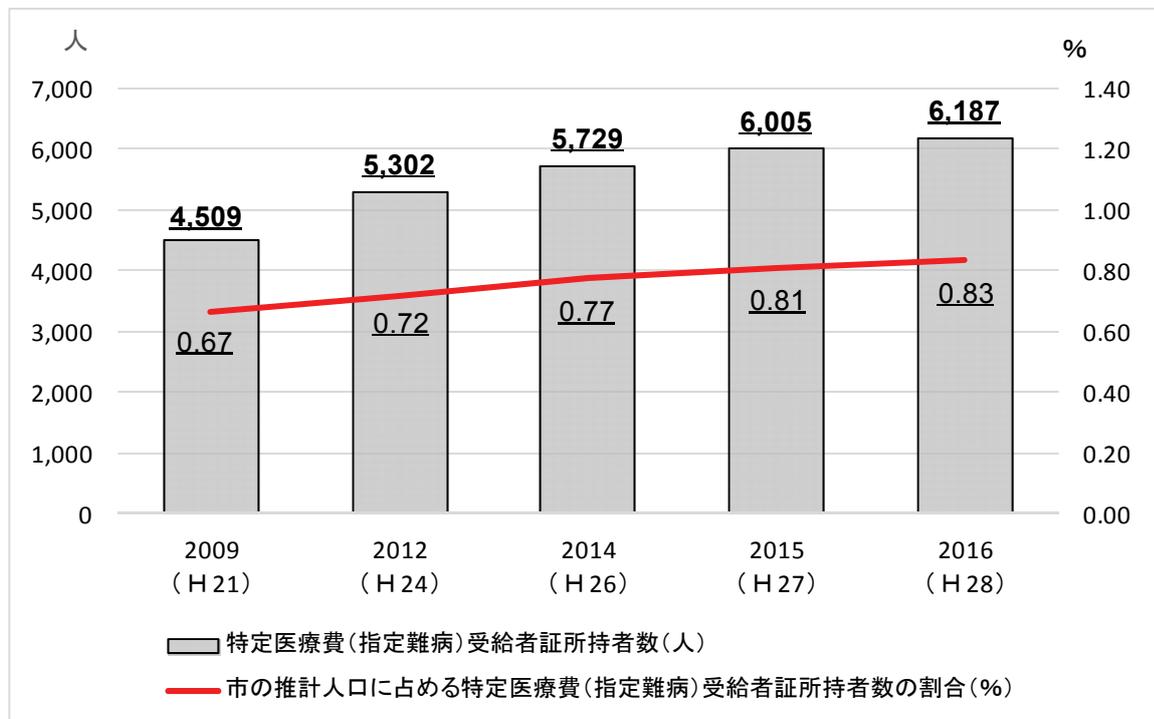
難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づき、2015(平成27)年1月に特定疾患研究治療事業から指定難病医療費助成制度へと移行し、医療費助成の対象疾病数が逐次拡大されてきたこともあり、2016(平成28)年度末の特定医療費(指定難病)受給者証所持者数は2012(平成24)年度と比較すると885人増加しています。

<難病法に基づき厚生労働省が定める指定難病>

2015(平成27)年1月から110疾病、2015(平成27)年7月から306疾病、2017(平成29)年4月現在330疾病

<障害者総合支援法の対象となる疾病>

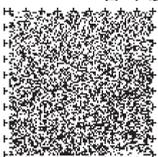
2015(平成27)年1月から151疾病、2015(平成27)年7月から332疾病、2017(平成29)年4月現在358疾病



年度	2009 (H21)	2012 (H24)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数(人)	4,509	5,302	5,729	6,005	6,187
市の推計人口に占める特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の割合(%)	0.67	0.72	0.77	0.81	0.83

※2012(平成24)年度までは特定疾患医療受給者証認定延べ数(人)

※各年度末現在



7 障害福祉サービス支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数は、2015（平成27）年7月と2017（平成29）年7月を比較すると、障がい者全体では約6%の増加となっています。障がい種別ごとの判定区分をみると、身体障害者手帳や療育手帳所持者は重度の区分5～区分6が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は区分2～区分3が多くなっています。障害者総合支援法の対象疾病の拡大に伴い、難病患者の支給決定者数も大きく伸びています。

また、障害児通所支援の支給決定者数は、2015（平成27）年7月と2017（平成29）年7月を比較すると、約57%の増加と著しい伸びとなっています。

(1) 障がい種別支給決定者数

【2015(H27)年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	全体
身体	67	170	141	67	107	363	338	1,253
知的	34	186	272	341	326	424	707	2,290
精神	83	266	74	19	8	0	1,081	1,531
難病	1	3	1	1	0	0	9	15
障がい者計	185	625	488	428	441	787	2,135	5,089
障がい児	66	155	330					551
障害児通所支援							1,477	-

【2016(H28)年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	全体	前年比
身体	47	140	161	68	114	371	327	1,228	0.98
知的	21	164	243	365	345	491	750	2,379	1.04
精神	61	286	88	23	6	0	1,159	1,623	1.06
難病	0	1	2	0	1	0	13	17	1.13
障がい者計	129	591	494	456	466	862	2,249	5,247	1.03
障がい児	64	156	356					576	1.05
障害児通所支援							1,850	-	1.25

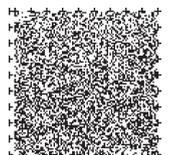
【2017(H29)年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	全体	前年比	2015(H27)年比
身体	32	125	160	83	105	373	365	1,243	1.01	0.99
知的	11	140	203	368	394	559	775	2,450	1.03	1.07
精神	24	327	104	26	6	0	1,213	1,700	1.05	1.11
難病	0	1	1	1	1	0	16	20	1.18	1.33
障がい者計	67	593	468	478	506	932	2,369	5,413	1.03	1.06
障がい児	52	145	371					568	0.99	1.03
障害児通所支援							2,315	-	1.25	1.57

※「未判定」…障がい者の訓練等給付の利用にあたっては、障害支援区分の判定が不要であるため、「未判定」としている。

※「難病」…障害者手帳所持者以外を記載。

※ 障害児通所支援…児童福祉法に基づくサービスであり、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

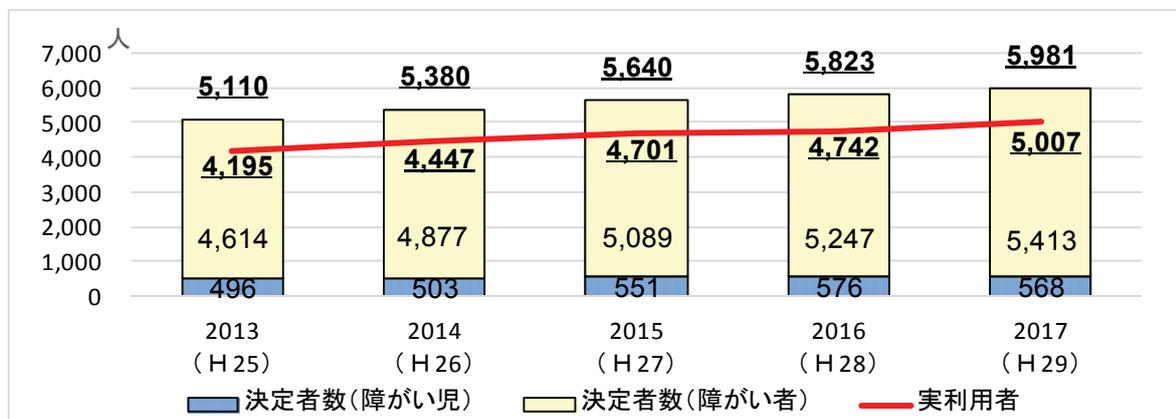


(2) 障害福祉サービス支給決定者数・実利用者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数及び実利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、5年間で約1.2倍となっています。

また、障害児通所支援の支給決定者数及び実利用者数の推移も増加傾向にあり、5年間で利用決定者数は約2.4倍、実利用者数は約3倍となっています。

① 障害福祉サービス

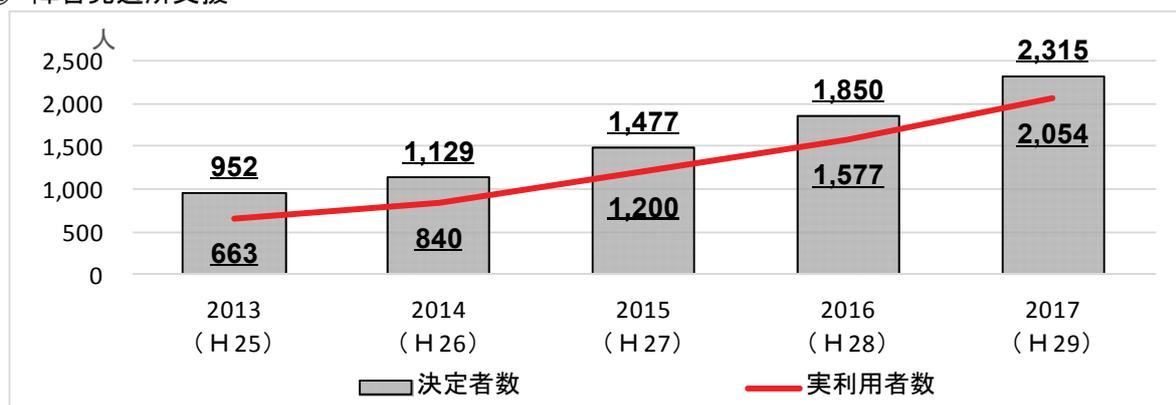


単位:人

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
実利用者	4,195	4,447	4,701	4,742	5,007
決定者数(障がい者)	4,614	4,877	5,089	5,247	5,413
決定者数(障がい児)	496	503	551	576	568
決定者数(合計)	5,110	5,380	5,640	5,823	5,981

※各年7月時点

② 障害児通所支援



単位:人

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
実利用者数	663	840	1,200	1,577	2,054
決定者数	952	1,129	1,477	1,850	2,315

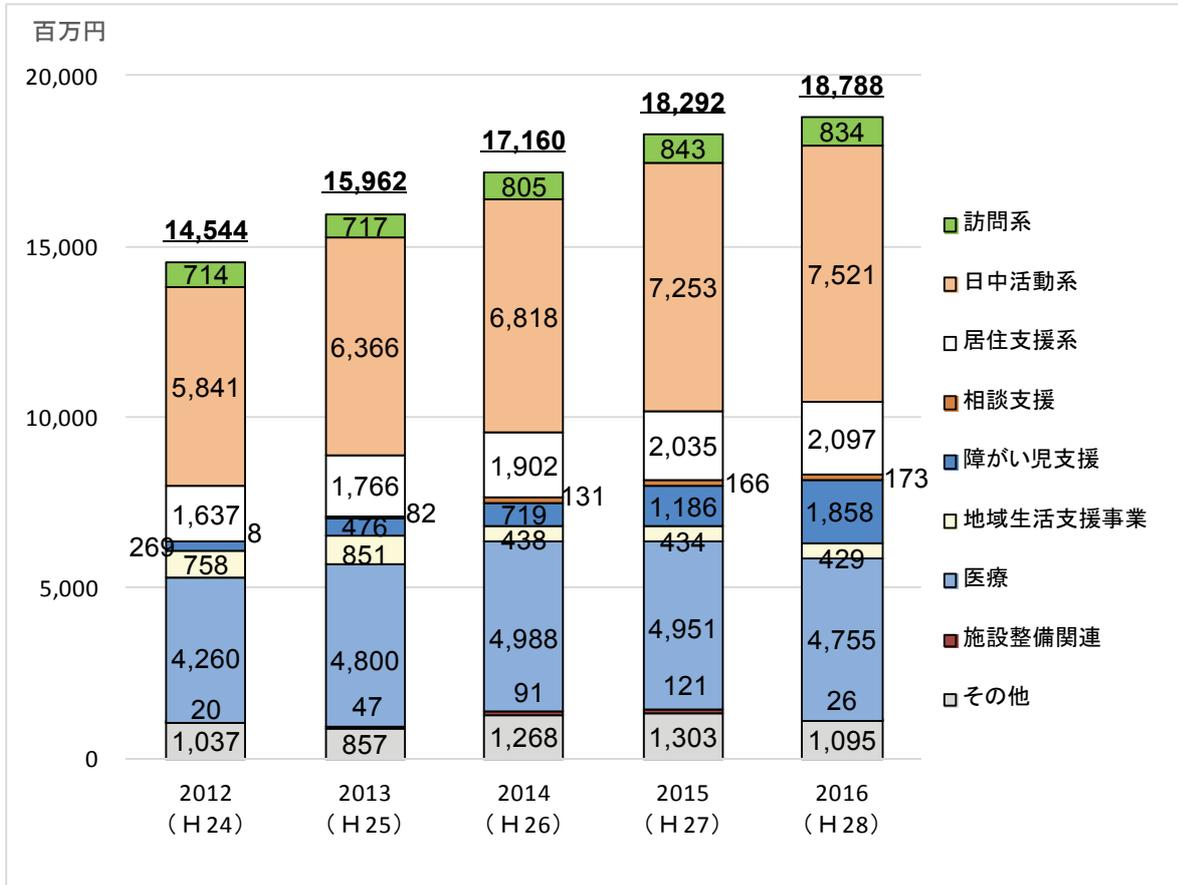
※各年7月時点



8 障がい保健福祉施策関連事業費

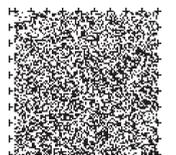
本市の障がい保健福祉施策関連の事業費は、障がい者数の増加に伴ってサービスの利用が年々増加しており、2012（平成24）年度と2016（平成28）年度を比較すると約42億円増加しています。

その主な要因としては、事業所数の増加に伴う障がい児支援サービスの利用者数の増加や日中活動系サービスの利用者数の増加が挙げられます。



単位：百万円

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2014 (H26) → 2016 (H28)
訪問系	714	717	805	843	834	120
日中活動系	5,841	6,366	6,818	7,253	7,521	1,680
居住支援系	1,637	1,766	1,902	2,035	2,097	460
相談支援	8	82	131	166	173	165
障がい児支援	269	476	719	1,186	1,858	1,589
地域生活支援事業	758	851	438	434	429	▲ 329
医療	4,260	4,800	4,988	4,951	4,755	495
施設整備関連	20	47	91	121	26	6
その他	1,037	857	1,268	1,303	1,095	58
合計	14,544	15,962	17,160	18,292	18,788	4,244



9 事業所指定の状況

本市の障がい福祉サービス事業所は、障がい者数及びサービスの利用が年々増加していることに伴って、2015（平成27）年と2017（平成29）年を比較すると123件増加しています。

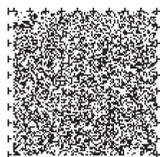
その主な要因としては、障害児通所サービスの利用者の増加に伴う事業所数の増加が挙げられます。

施設種別等	2015（H27） 事業所数	2016（H28） 事業所数	2017（H29） 事業所数	増減数
訪問系サービス 計	117	117	124	7
居宅介護・重度訪問介護	80	80	84	4
同行援護	35	35	38	3
行動援護	2	2	2	0
日中活動系サービス 計	158	167	166	8
生活介護	37	38	39	2
自立訓練（機能訓練）	3	3	3	0
自立訓練（生活訓練）	9	9	7	▲2
就労移行支援	21	22	20	▲1
就労継続支援A型	47	48	48	1
就労継続支援B型	40	46	48	8
療養介護	1	1	1	0
居住系・入所系サービス 計	78	81	82	4
共同生活援助	44	47	48	4
施設入所支援	14	14	14	0
短期入所	20	20	20	0
小 計	353	365	372	19
障害児通所サービス 計	48	83	125	77
児童発達支援	20	27	40	20
放課後等デイサービス	24	52	80	56
保育所等訪問支援	4	4	5	1
障害児入所サービス 計	4	4	4	0
福祉型障害児入所施設	3	3	3	0
医療型障害児入所施設	1	1	1	0
小 計	52	87	129	77
相談支援 計	88	95	115	27
一般相談支援	20	21	23	3
特定相談支援	37	40	50	13
障害児相談支援	31	34	42	11
小 計	88	95	115	27
合 計	493	547	616	123

※ 各年4月1日現在

※ 年度中増減数には新規申請のほか、指定取消や事業廃止等による減も含む

※ 休止の事業所は除く



第3章 2020（平成32）年度の数値目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

2016（平成28）年度末時点の施設入所者[※]を基準として、2020（平成32）年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

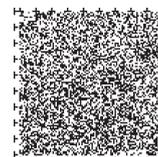
<国の基本指針>

- ・2020（平成32）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
 - ・2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとする。
 - ・2020（平成32）年度末の施設入所者数を2016（平成28）年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することとする。
- ◎ 2017（平成29）年度末において、障害福祉計画で定めた2017（平成29）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2020（平成32）年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	47人	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数（774人）の6%以上（47人。2017（平成29）年度から2020（平成32）年度までの累計）が地域生活へ移行することを目指す。
施設入所者の減少数	現状維持	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数（774人）を2020（平成32）年度末まで維持させることを目指す。

※「施設入所者」…熊本市から施設入所の支給決定を受け、市内外の施設に入所している人を指します。



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

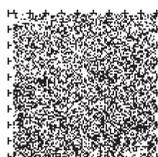
精神障がいのある方を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する2020（平成32）年度までの目標値として、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、精神病床における早期退院率に関する目標を設定します。

<国の基本指針>

- ・2020（平成32）年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・精神病床における1年以上の長期入院患者数（県で目標設定）
- ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
【新】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	既存の地域精神保健福祉連絡協議会及び精神障がい者地域移行支援部会を協議の場とする。
入院後3ヶ月時点の退院率	69%以上	国の基本指針に基づき設定。
入院後6ヶ月時点の退院率	86%以上	2016（平成28）年度の実績値に基づき設定。
入院後1年時点の退院率	92%以上	2016（平成28）年度の実績値に基づき設定。



3 地域生活支援拠点等の整備

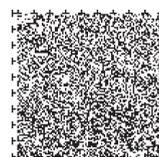
障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組みます。本市の地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域の関係機関が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、2020（平成 32）年度末までに熊本市障がい者自立支援協議会において必要な機能の検討を行います。また、熊本市が業務を委託する障がい者相談支援センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組み等を推進します。

<国の基本指針>

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の整備について、2020（平成 32）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	5 カ所以上	各行政区に 1 カ所以上設置。



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2020（平成 32）年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値のほか就労定着支援による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率も設定します。

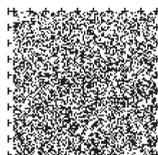
<国の基本指針>

- ・ 2020（平成 32）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を 2016（平成 28）年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
- ・ 2020（平成 32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を 2016（平成 28）年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
※一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、2017（平成 29）年度末において、障害福祉計画で定めた 2017（平成 29）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を 2020（平成 32）年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を、2020（平成 32）年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	117 人	2016（平成 28）年度における一般就労への移行実績 78 人の 1.5 倍以上である 117 人を目指す。
就労移行支援事業の利用者数	179 人	2016（平成 28）年度末時点における利用者（137 人）の 3 割以上（42 人）増加を目指す。
就労移行支援事業所のうち 就労移行率 [※] が 3 割以上の事業所の割合	50%	国の基本指針に基づき、5 割以上で設定。
【新】就労定着支援事業の利用を開始した時点から 1 年以上職場定着した利用者の数	86 人	国の基本指針に基づき、8 割以上で設定。

※就労移行率…事業所ごとの、ある年度の利用決定者数のうち、その年度中に一般就労した人の割合



5 障がい児支援の提供体制の整備等 【新】

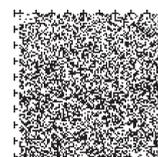
障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する2020（平成32）年度末までの目標値として、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を実施できる事業所数、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数に関する目標を設定します。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する目標を設定します。

<国の基本指針>

- ・2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・2020（平成32）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・2018（平成30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	各行政区に1カ所程度	2020（平成32）年度末までに各行政区に1カ所程度の設置を目指す。（2017（平成29）年7月時点：3カ所（中央区、西区未設置））
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	各行政区に1カ所以上	2020（平成32）年度末までに各行政区に1カ所以上の設置を目指す。（2017（平成29）年7月時点：5カ所（西区未設置））
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各行政区に1カ所以上	2020（平成32）年度末までに各行政区に1カ所以上の設置を目指す。（2017（平成29）年7月時点：6カ所（児童発達支援事業所：南区、西区未設置、放課後等デイサービス事業所：南区未設置））
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所	2016（平成28）年度に設置した熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議において、医療的ケア児支援のための協議を行う。



第4章 障害福祉サービス等の必要量見込み

障害福祉サービスの必要量見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、特別支援学校や当事者アンケート調査等により見込量を算出します。

1 訪問系サービスの見込量

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行う。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行う。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

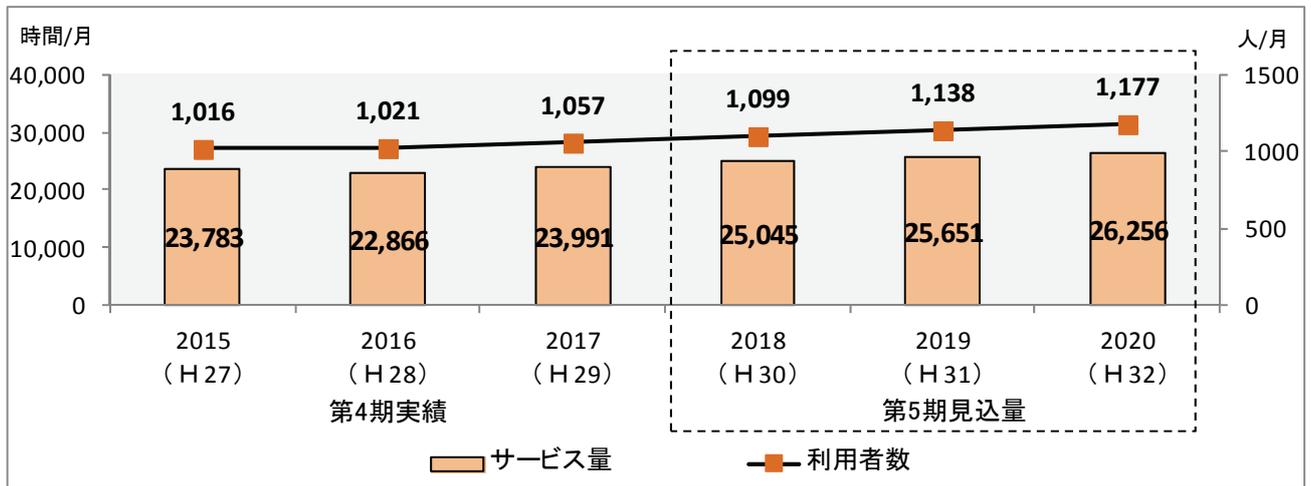
それぞれのサービスごとに、現利用者数や直近の伸び、障がい者のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを算出する。

<訪問系サービスの実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	1,016	1,021	1,057	1,099	1,138	1,177
サービス量	時間/月	23,783	22,866	23,991	25,045	25,651	26,256

※2017（H29）年度は実績見込み





＜利用者数の内訳＞

人/月

サービス名	第4期実績			第5期見込量		
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
居宅介護	793	794	815	839	863	887
重度訪問介護	85	82	83	87	88	89
同行援護	128	133	145	157	169	181
行動援護	10	12	14	16	18	20
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
利用者数(計)	1,016	1,021	1,057	1,099	1,138	1,177
4月1日時点の事業所数	80	80	84			

※2017 (H29) 年度は実績見込み

＜サービス量の内訳＞

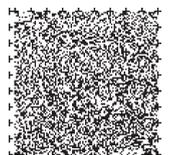
時間/月

サービス名	第4期実績			第5期見込量		
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
居宅介護	9,044	9,085	9,376	9,640	9,904	10,168
重度訪問介護	12,687	11,570	12,417	13,015	13,165	13,314
同行援護	1,923	2,076	2,030	2,198	2,366	2,534
行動援護	129	135	168	192	216	240
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
サービス量(計)	23,783	22,866	23,991	25,045	25,651	26,256

※2017 (H29) 年度は実績見込み

訪問系サービス見込量等確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある方が地域で生活を送るうえで不可欠なサービスであり、必要なサービスを継続かつ安定して提供できる体制の整備に努める。体制の整備については、訪問系サービスの質の向上や良質な人材の確保が継続的にできるよう適正な報酬単価の設定について国へ働きかけるとともに、各種協議会での協議等を通じ、事業所の人材不足が少しでも解消できるよう居宅介護事業所等をはじめ公共職業安定所や雇用関係部局等とも連携しながら訪問系サービス事業の魅力アップにつながる支援等を行う。



2 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

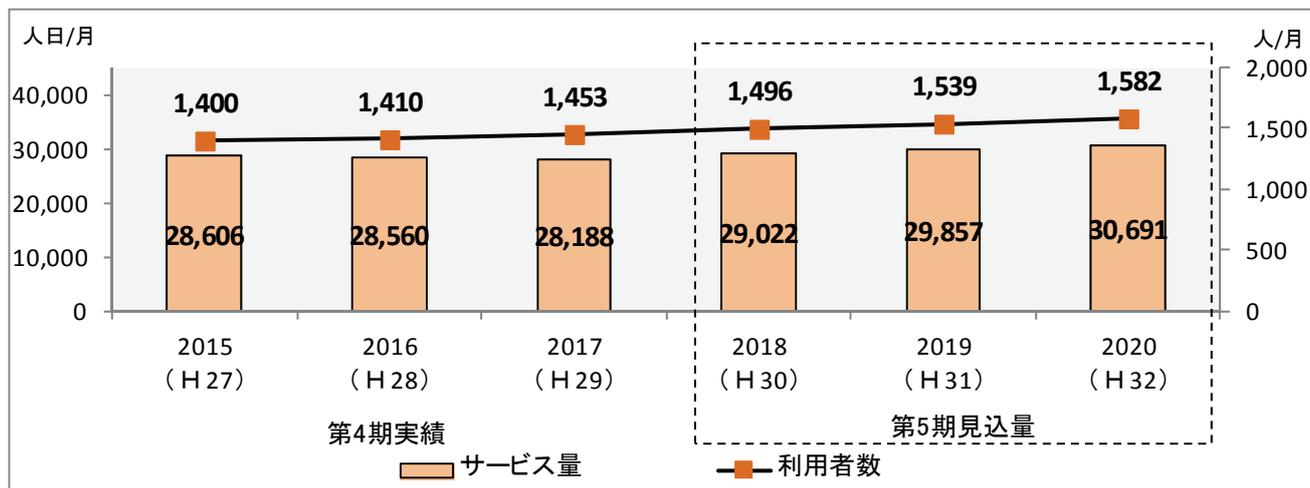
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び特別支援学校卒業予定者の利用意向等から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数(19.4日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<生活介護の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	1,400	1,410	1,453	1,496	1,539	1,582
サービス量	人日/月	28,606	28,560	28,188	29,022	29,857	30,691
4月1日時点の事業所数		37	38	39			

※2017 (H29) 年度は実績見込み



(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

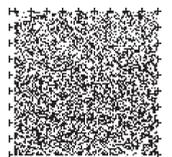
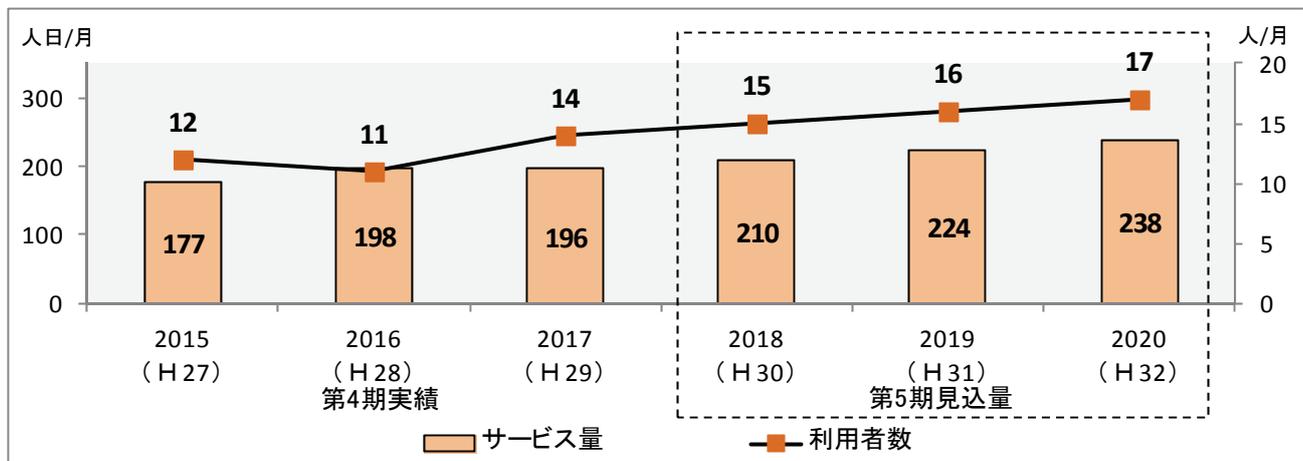
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数（14日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<自立訓練（機能訓練）の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	12	11	14	15	16	17
サービス量	人日/月	177	198	196	210	224	238
4月1日時点の事業所数		3	3	3			

※2017（H29）年度は実績見込み



(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び利用量の見込みを設定する。

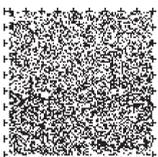
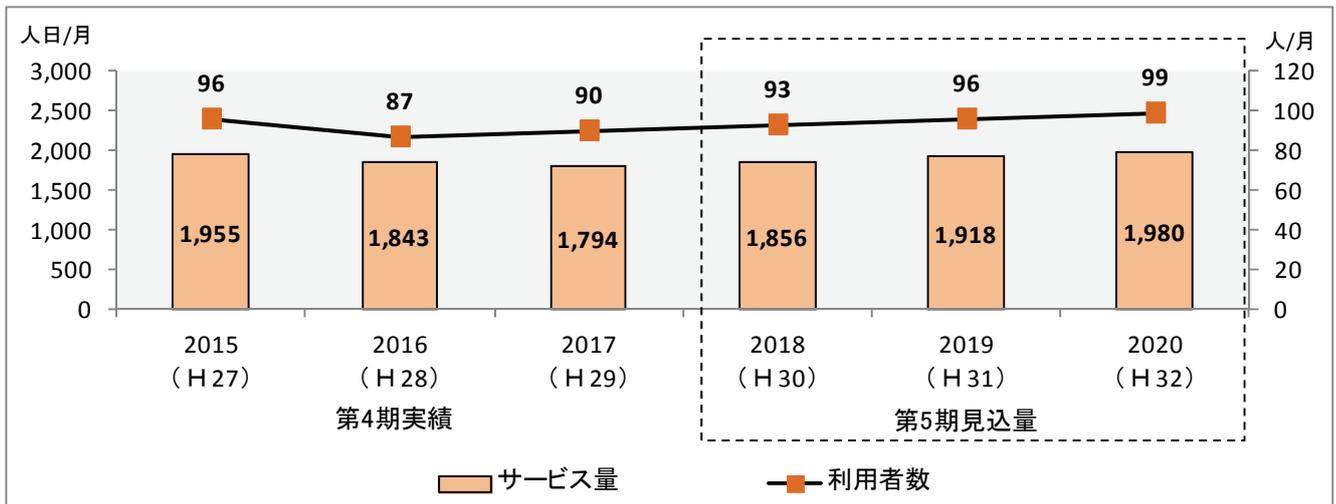
■ 第5期計画の見込量における推計方法

通所および宿泊型それぞれ、現利用者数や特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえ今後の実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数（通所 17.9日、宿泊型 26.2日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<自立訓練（生活訓練）の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	96	87	90	93	96	99
サービス量	人日/月	1,955	1,843	1,794	1,856	1,918	1,980
4月1日時点の事業所数		9	9	7			

※2017（H29）年度は実績見込み



(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

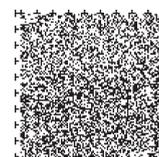
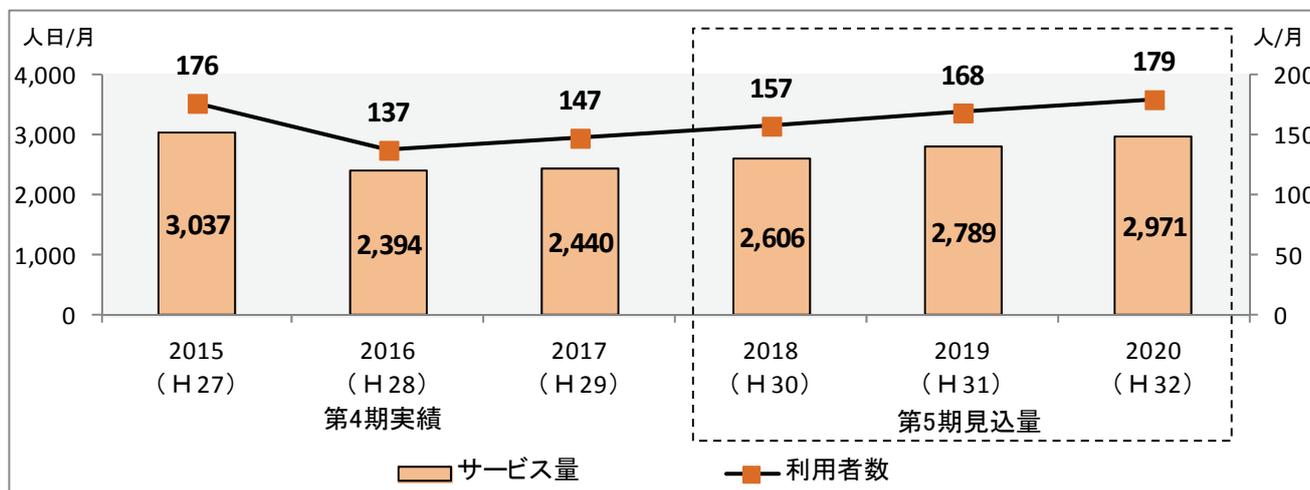
■ 第5期計画の見込量における推計方法

2020（平成32）年度末の利用者が、2016（平成28）年度末の利用者から3割以上増加するよう見込みを算出し、1ヶ月当たりの平均利用日数（16.6日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<就労移行支援の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	176	137	147	157	168	179
サービス量	人日/月	3,037	2,394	2,440	2,606	2,789	2,971
4月1日時点の事業所数		21	22	20			

※2017（H29）年度は実績見込み



(5) 就労継続支援（A型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。</p>
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たりの利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

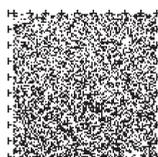
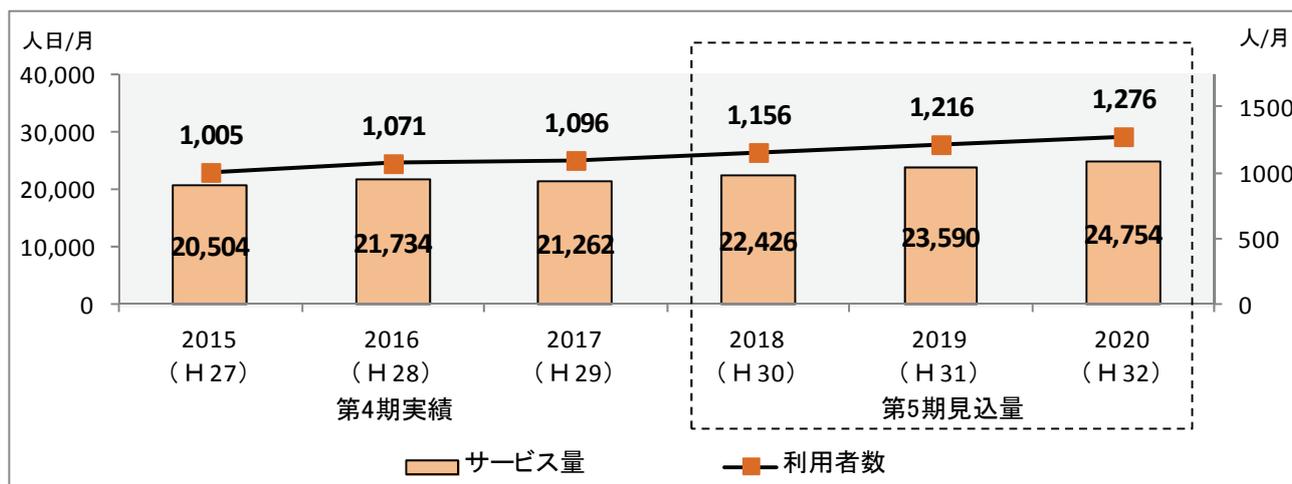
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数(19.4日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<就労継続支援（A型）の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	1,005	1,071	1,096	1,156	1,216	1,276
サービス量	人日/月	20,504	21,734	21,262	22,426	23,590	24,754
4月1日時点の事業所数		47	48	48			

※2017（H29）年度は実績見込み



(6) 就労継続支援（B型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

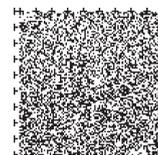
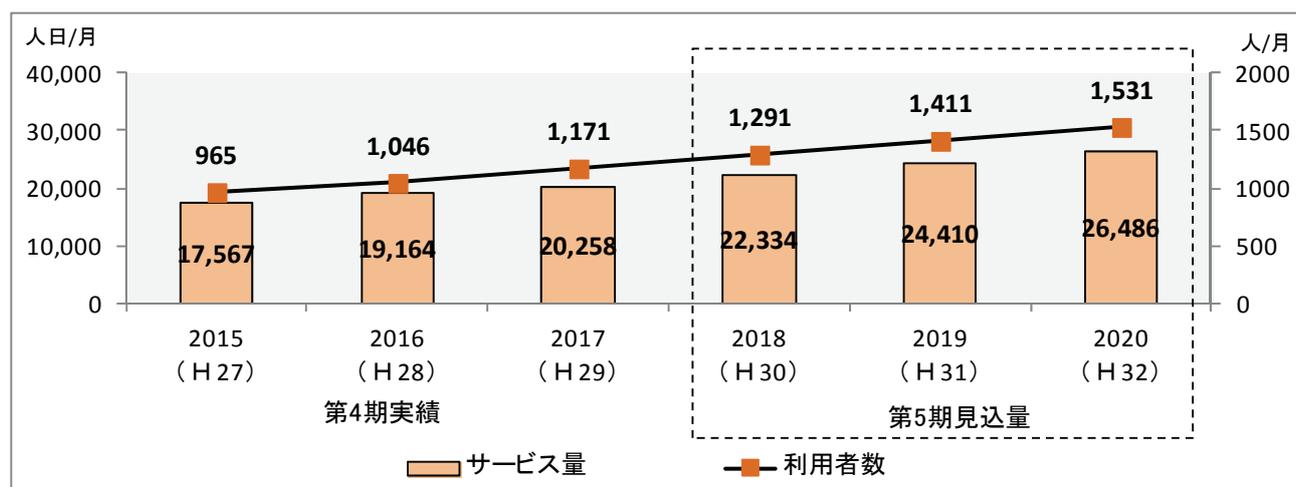
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数(17.3日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<就労継続支援（B型）の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	965	1,046	1,171	1,291	1,411	1,531
サービス量	人日/月	17,567	19,164	20,258	22,334	24,410	26,486
4月1日時点の事業所数		40	46	48			

※2017（H29）年度は実績見込み



(7) 就労定着支援【新】

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出する。

<就労定着支援の見込み>

	単位	第5期見込量		
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	97	107	117

(8) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して利用者数の見込みを設定する。

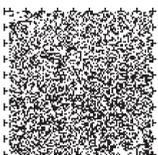
■ 第5期計画の見込量における推計方法

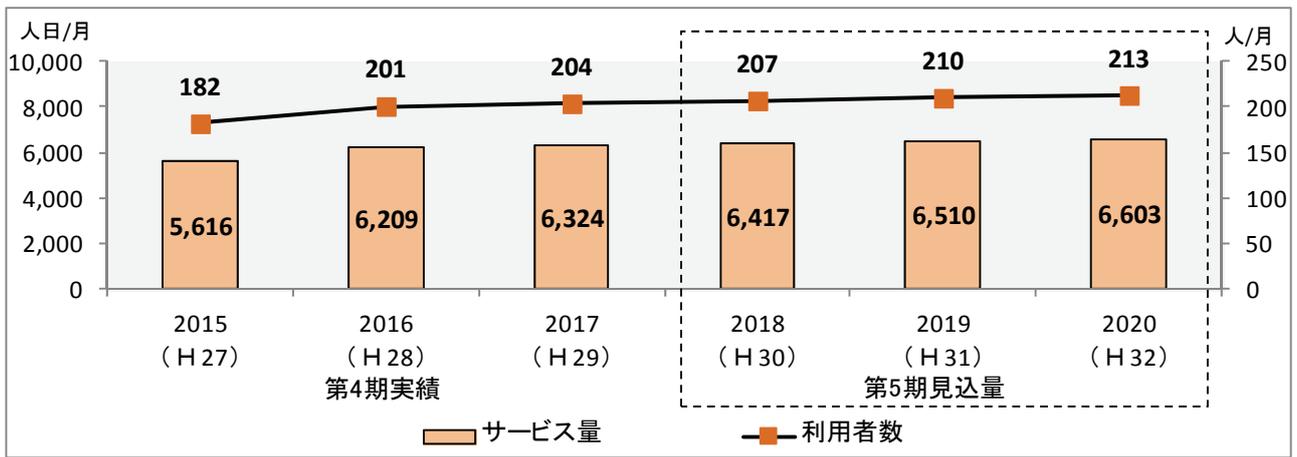
特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて、年間3名増加するとして見込みを算出する。

<療養介護の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	182	201	204	207	210	213
サービス量	人日/月	5,616	6,209	6,324	6,417	6,510	6,603
4月1日時点の事業所数		1	1	1			

※2017（H29）年度は実績見込み





(9) - 1 短期入所 (ショートステイ) 【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

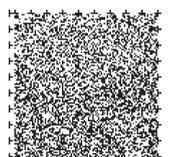
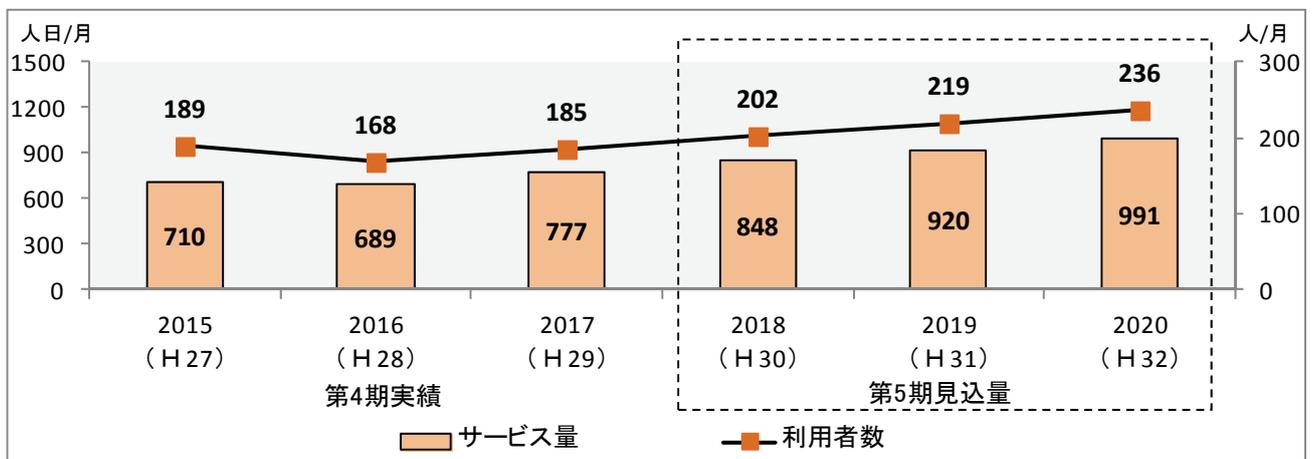
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸びから実利用人数の見込みを算出し、福祉型短期入所と医療型短期入所を合わせたサービス量の見込みから、医療型短期入所の分を除いた数値をサービス量の見込みとする。

<短期入所 (福祉型) の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	189	168	185	202	219	236
サービス量	人日/月	710	689	777	848	920	991
4月1日時点の事業所数		18	18	18			

※2017 (H29) 年度は実績見込み



(9)-2 短期入所（ショートステイ） 【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

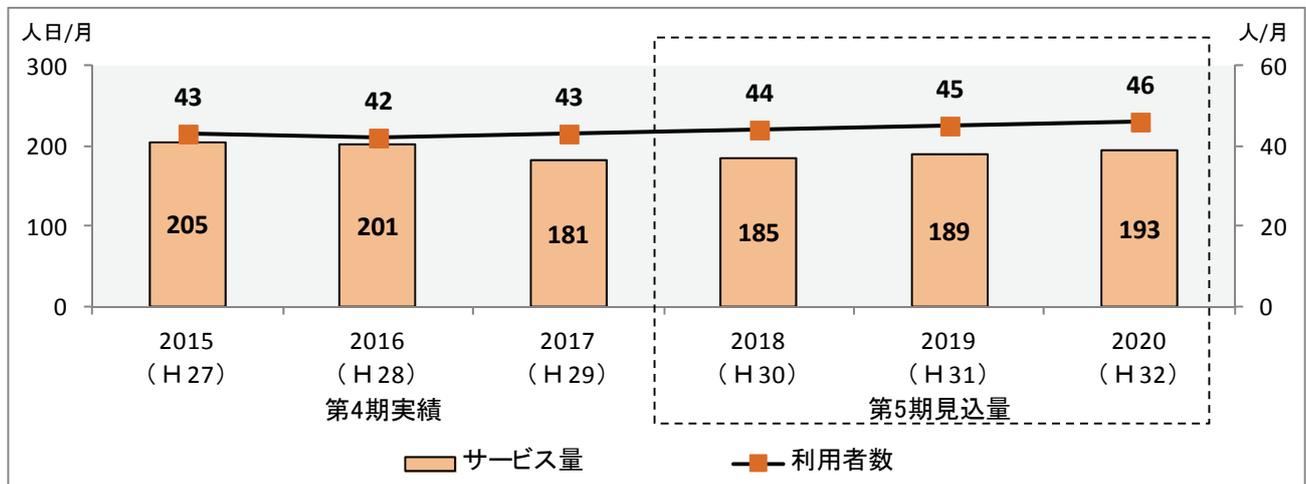
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸びから実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数（4.2日）を乗じてサービスの量の見込みを算出する。

<短期入所（医療型）の実績と見込み>

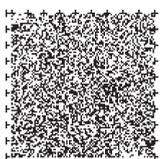
	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	43	42	43	44	45	46
サービス量	人日/月	205	201	181	185	189	193
4月1日時点の事業所数		2	2	2			

※2017（H29）年度は実績見込み



日中活動系サービス見込量等確保のための方策

障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場を整備する。さらに就労支援として、障がいのある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核と位置づけ、熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施する。



3 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助【新】

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

対象者像が現行の地域定着支援と類似していることから、地域定着支援の見込量と同数とする。

<自立生活援助の見込み>

	単位	第5期見込量		
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	42	44	46

(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活の援助を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

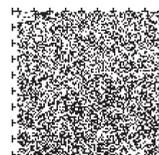
■ 第5期計画の見込量における推計方法

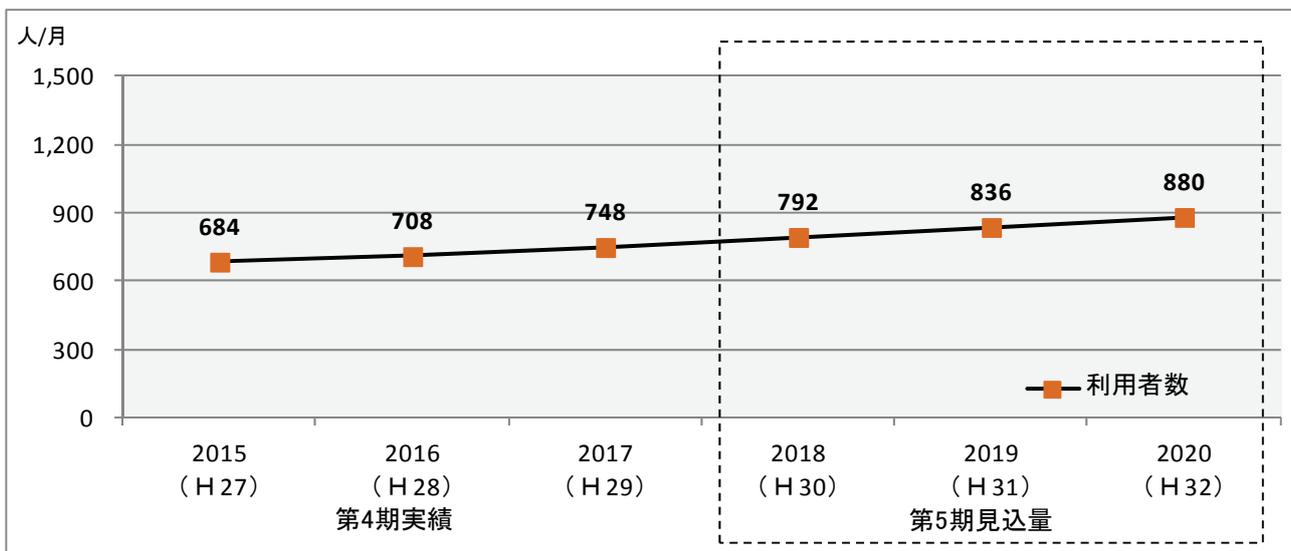
現利用者数と直近の伸びより年間36人（1月あたり3人）、さらに特別支援学校卒業予定者の利用意向より年間8人ずつ上乗せを行う。

<共同生活援助の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	684	708	748	792	836	880
4月1日時点の事業所数		44	47	48			

※2017（H29）年度は実績見込み





(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	-------------------------------------

■ 必要量見込に関する国の基本指針

2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、2020（平成 32）年度末において、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 2%以上を削減することとし、2017（平成 29）年度末において、障害福祉計画で定めた 2017（平成 29）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を 2020（平成 32）年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

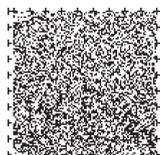
■ 第 5 期計画の見込量における推計方法

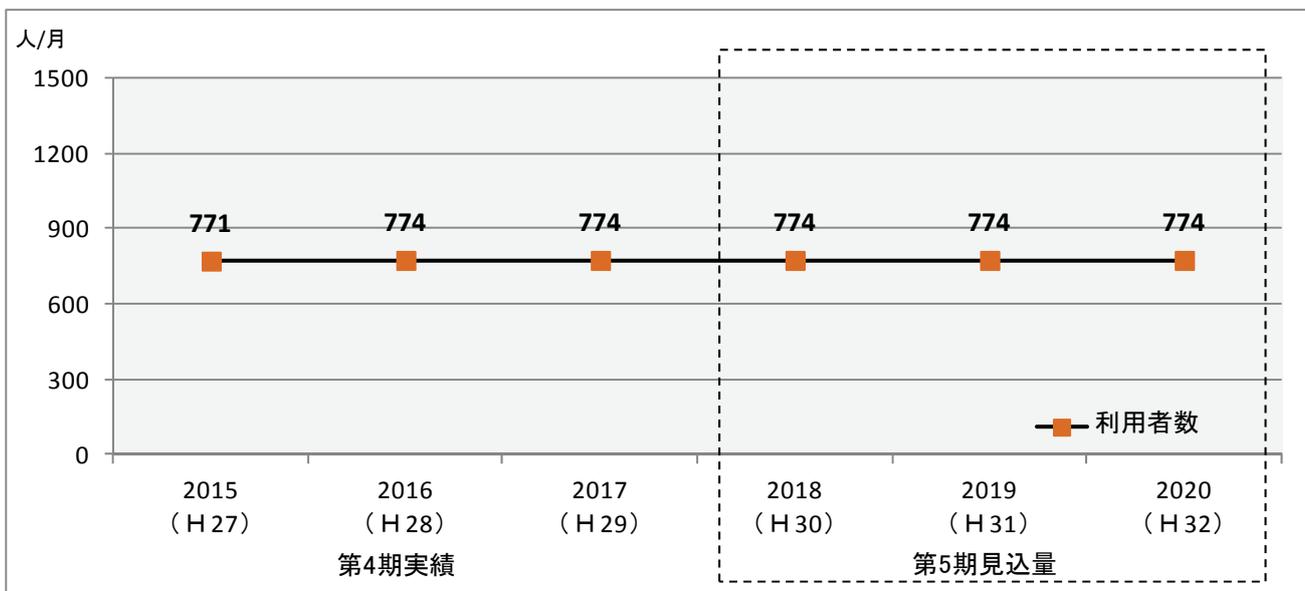
2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数（774 人）を現状維持させることを目指す。

<施設入所支援の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	771	774	774	774	774	774
4月1日時点の事業所数		14	14	14			

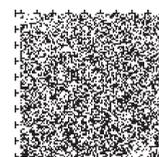
※2017（H29）年度は実績見込み





居住系サービス見込量等確保のための方策

障がいのある方の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努める。また、施設整備によるグループホームの拡充や新サービス（自立生活援助）の円滑な運用により地域生活移行の促進を図る。



4 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

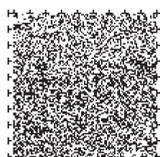
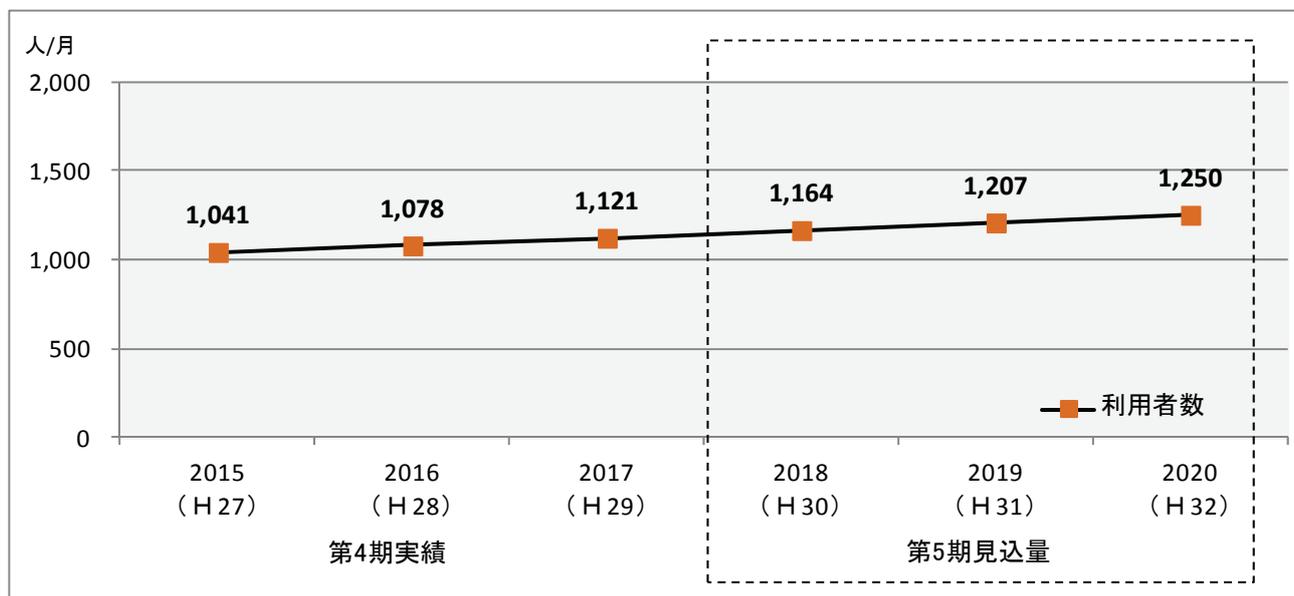
■ 第5期計画の見込量における推計方法

計画相談支援の直近の利用者数を踏まえて、年間43人の増加を見込む。

<計画相談支援の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	1,041	1,078	1,121	1,164	1,207	1,250
4月1日時点の事業所数		37	40	50			

※2017（H29）年度は実績見込み



(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

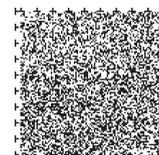
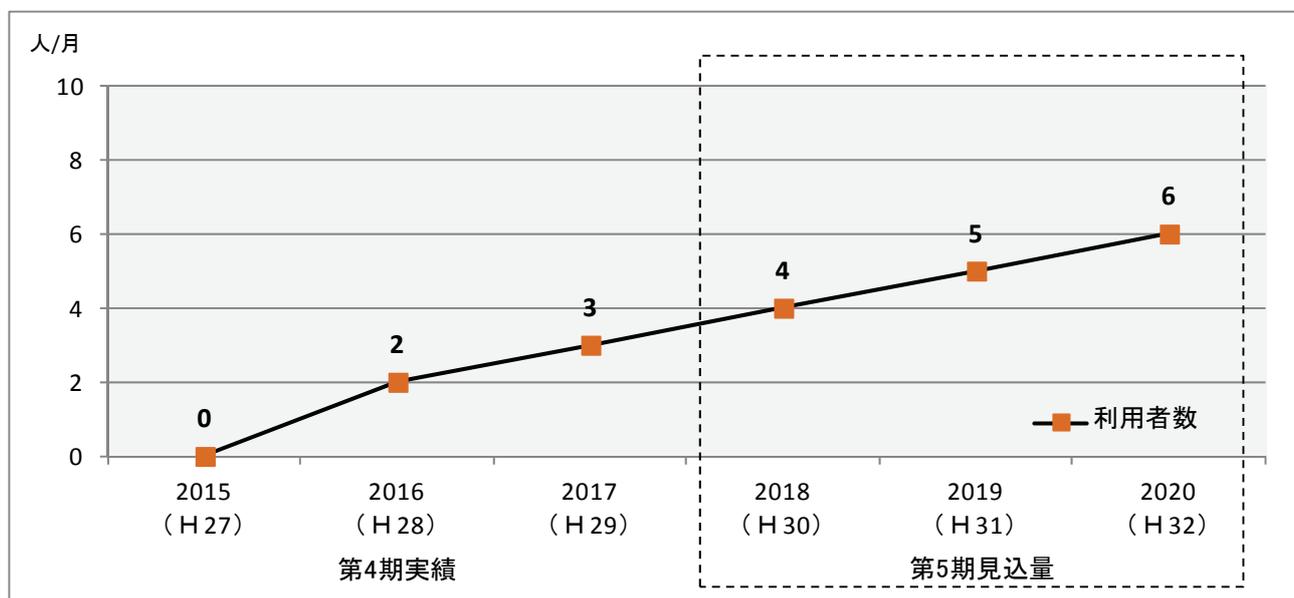
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて、年間1人増加として見込みを算出する。

<地域移行支援の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	0	2	3	4	5	6
4月1日時点の事業所数		20	21	23			

※2017（H29）年度は実績見込み



(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

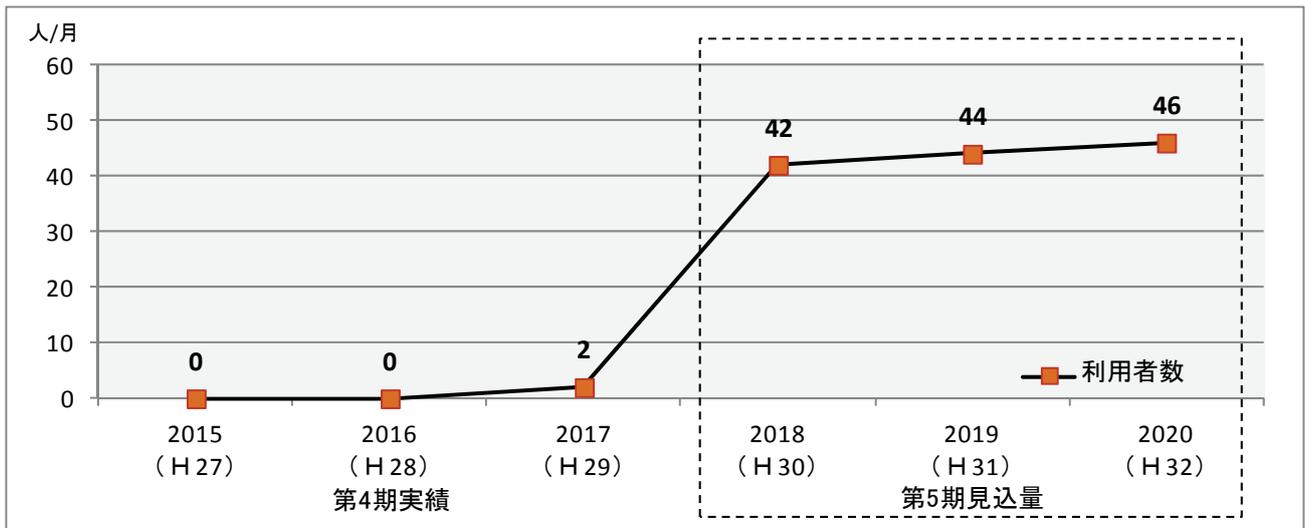
■ 第5期計画の見込量における推計方法

政令指定都市平均を参考に見込みを算出する。

<地域定着支援の見込み>

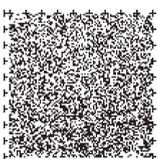
	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	0	0	2	42	44	46
4月1日時点の事業所数		18	18	21			

※2017（H29）年度は実績見込み



相談支援見込量等確保のための方策

今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備する。事業者の拡充については、すべての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働きかけるとともに、市が委託する障がい者相談支援センターによる後方支援強化、更には、実地指導や事業所指定などの場を捉え、相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、指定事業所及び相談支援専門員の確保に努める。



また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談とともに提供体制の整備に努める。

5 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

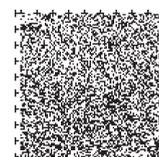
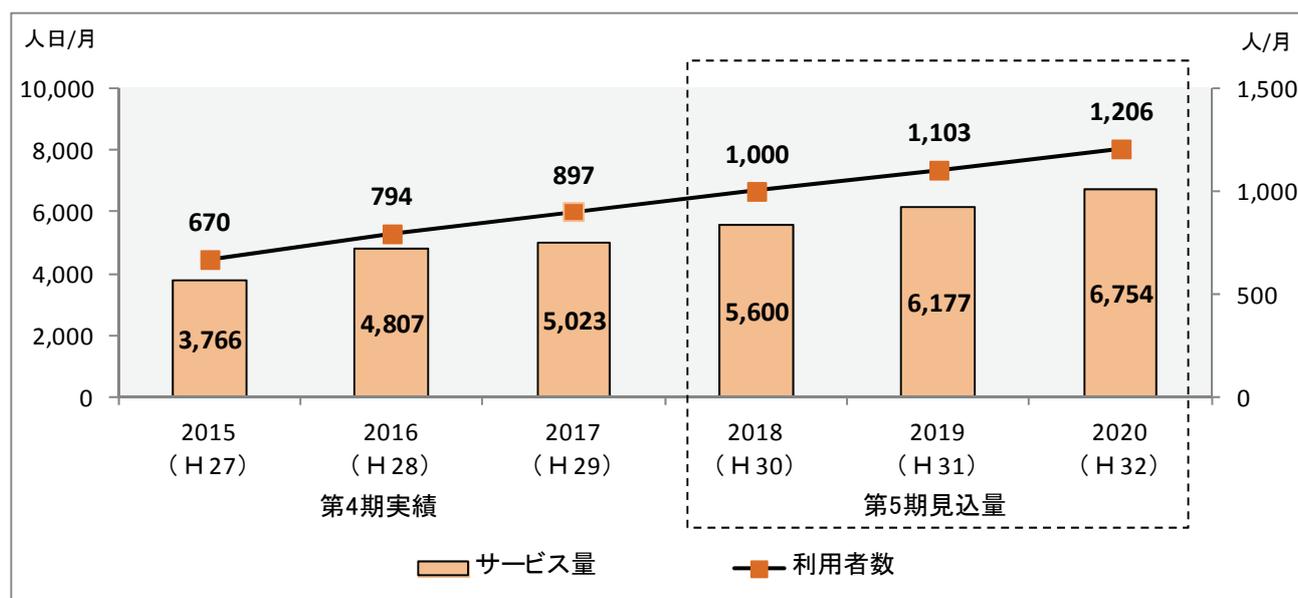
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数(5.6日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<児童発達支援の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	670	794	897	1,000	1,103	1,206
サービス量	人日/月	3,766	4,807	5,023	5,600	6,177	6,754
4月1日時点の事業所数		20	27	40			

※2017(H29)年度は実績見込み



(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

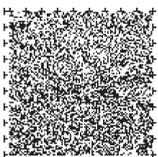
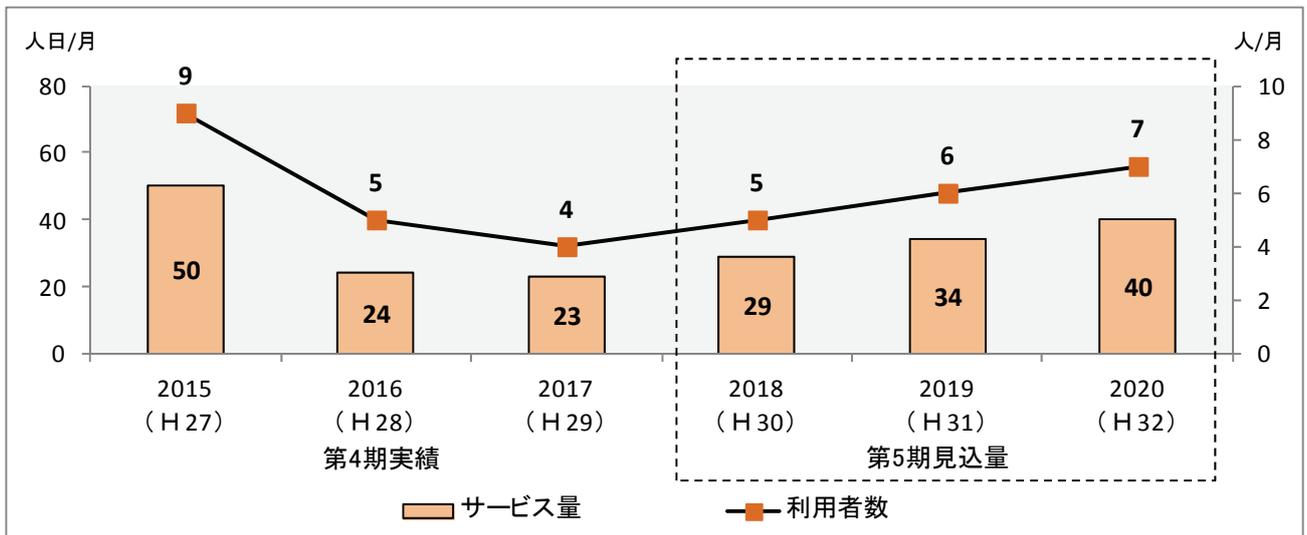
■ 第5期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数(5.7日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<医療型児童発達支援の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	9	5	4	5	6	7
サービス量	人日/月	50	24	23	29	34	40
4月1日時点の市内の事業所数		0	0	0			

※2017(H29)年度は実績見込み



(3) 居宅訪問型児童発達支援【新】

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

現段階で国から示された対象者像にあてはまる3人（在宅の医療型障害児入所施設の有期入所利用者）で見込む。サービス量は1ヶ月当たりの平均利用日数（1日）で見込む。

<居宅訪問型児童発達支援の見込み>

	単位	第5期見込量		
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	3	3	3
サービス量	人日/月	3	3	3

(4) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

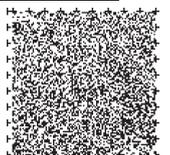
■ 第5期計画の見込量における推計方法

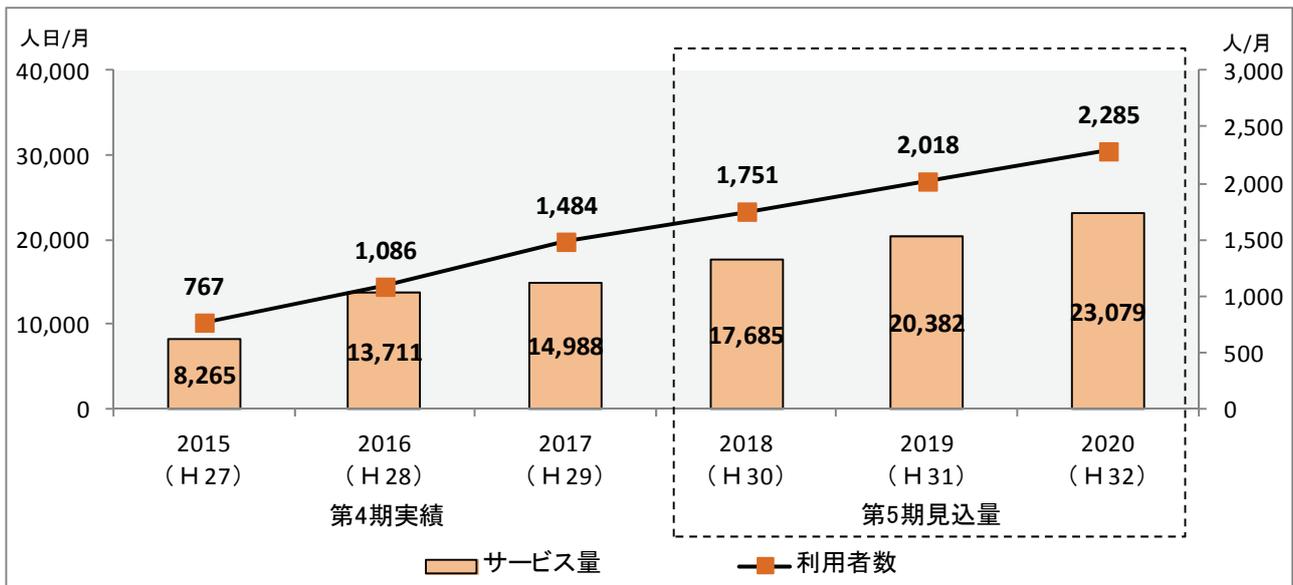
現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数（10.1日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

<放課後等デイサービスの実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	767	1,086	1,484	1,751	2,018	2,285
サービス量	人日/月	8,265	13,711	14,988	17,685	20,382	23,079
4月1日時点の事業所数		24	52	80			

※2017（H29）年度は実績見込み





(5) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入れ又は利用状況、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

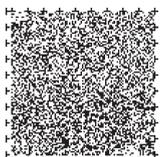
■ 第5期計画の見込量における推計方法

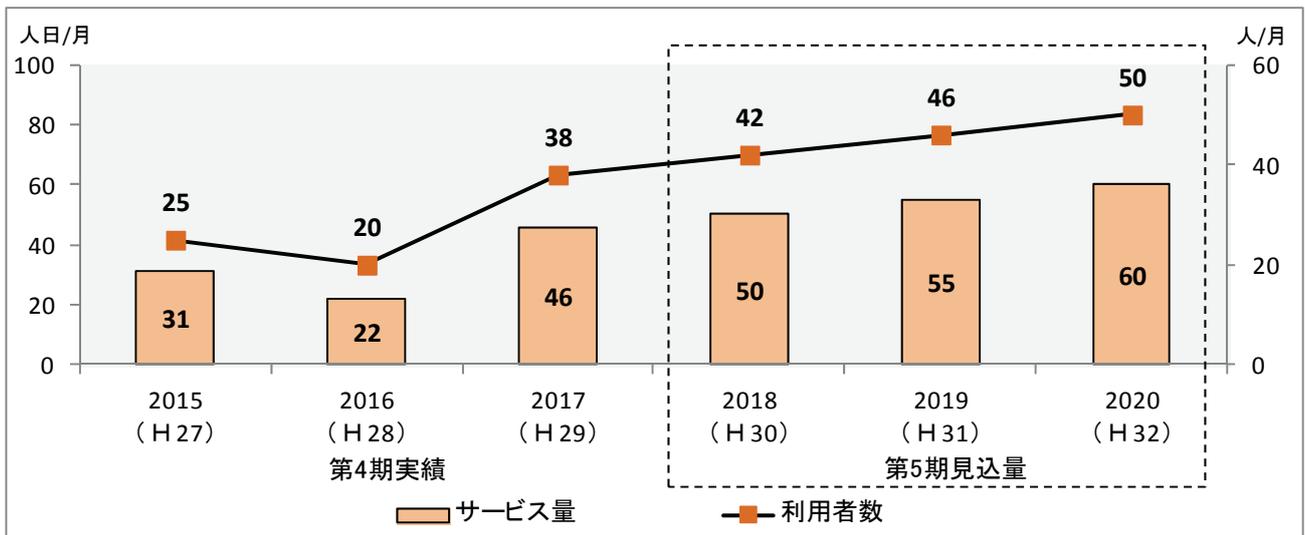
現利用者数と直近の伸びに加え、対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大されることを踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月当たりの平均利用日数(1.2日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

< 保育所等訪問支援の実績と見込み >

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	25	20	38	42	46	50
サービス量	人日/月	31	22	46	50	55	60
4月1日時点の事業所数		4	4	5			

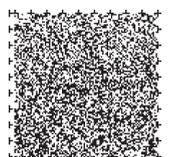
※2017 (H29) 年度は実績見込み





障害児通所支援見込量等確保のための方策

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めるとともに、指導監査等を通じ、療育の質の確保・向上を目指す。また、居宅訪問型児童発達支援の円滑な運用により、外出することが著しく困難な障がい児に対する発達支援の提供体制整備に努める。



6 障害児相談支援の見込量

サービスの概要

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成する。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

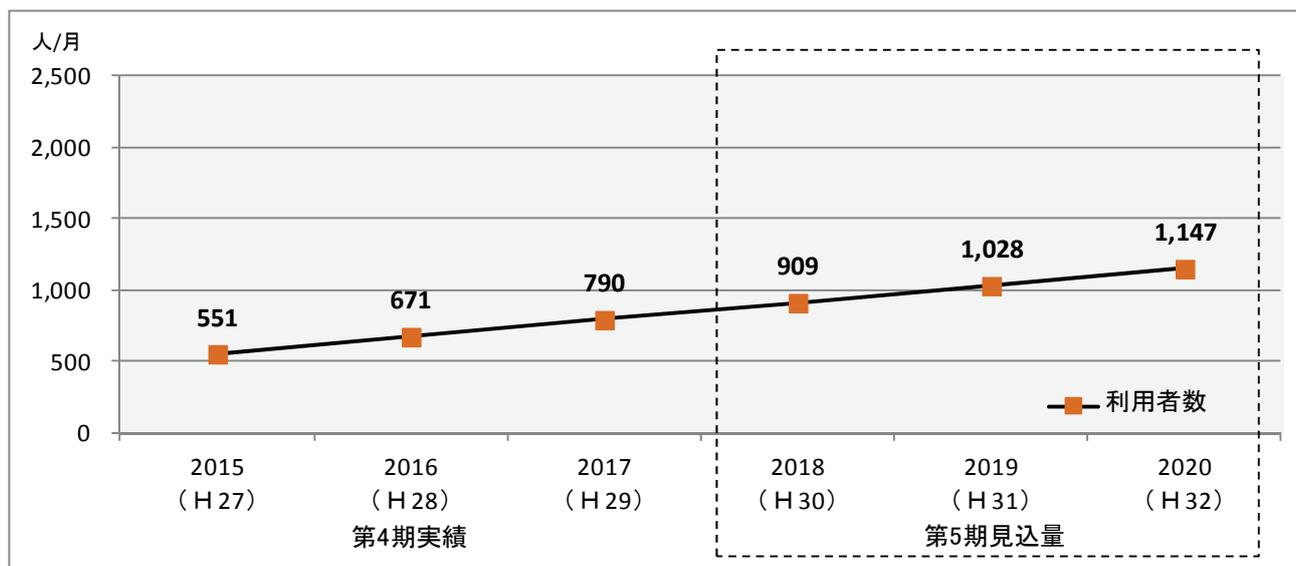
■ 第5期計画の見込量における推計方法

障害児相談支援の直近の利用者数を踏まえて、年間119人の増加を見込む。

<障害児相談支援の実績と見込み>

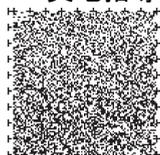
	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	551	671	790	909	1,028	1,147
4月1日時点の事業所数		31	34	42			

※2017（H29）年度は実績見込み



障害児相談支援見込量等確保のための方策

今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、障害児支援利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していく。事業者の拡充については、すべての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働きかけるとともに、市が委託する障がい者相談支援センターによる後方支援強化、更には実地指導や事業所指定などの場を捉え、相談支援事業への参入の勧奨を行うことにより、指定事業所及び相談支援専門員の確保に努める。



7 障害児入所支援の見込量

(1) 福祉型障害児入所施設

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

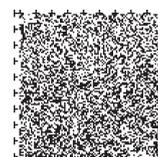
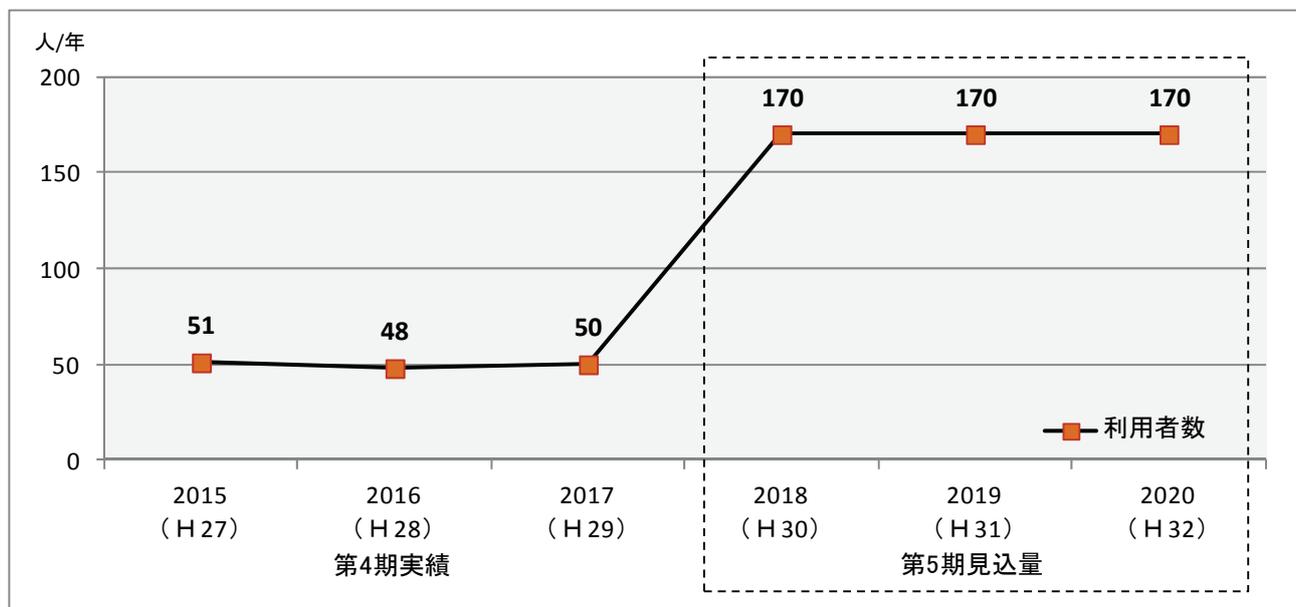
市内の福祉型障害児入所施設の定員数で見込む。なお、定員数には市外で支給決定を受け入所する者も含む。

<福祉型障害児入所施設の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/年	51	48	50	170	170	170
4月1日時点の事業所数		3	3	3			

※第4期実績は市の支給決定人数

※2017（H29）年度は実績見込み



(2) 医療型障害児入所施設

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて自立自活に必要な知識技能の付与の支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

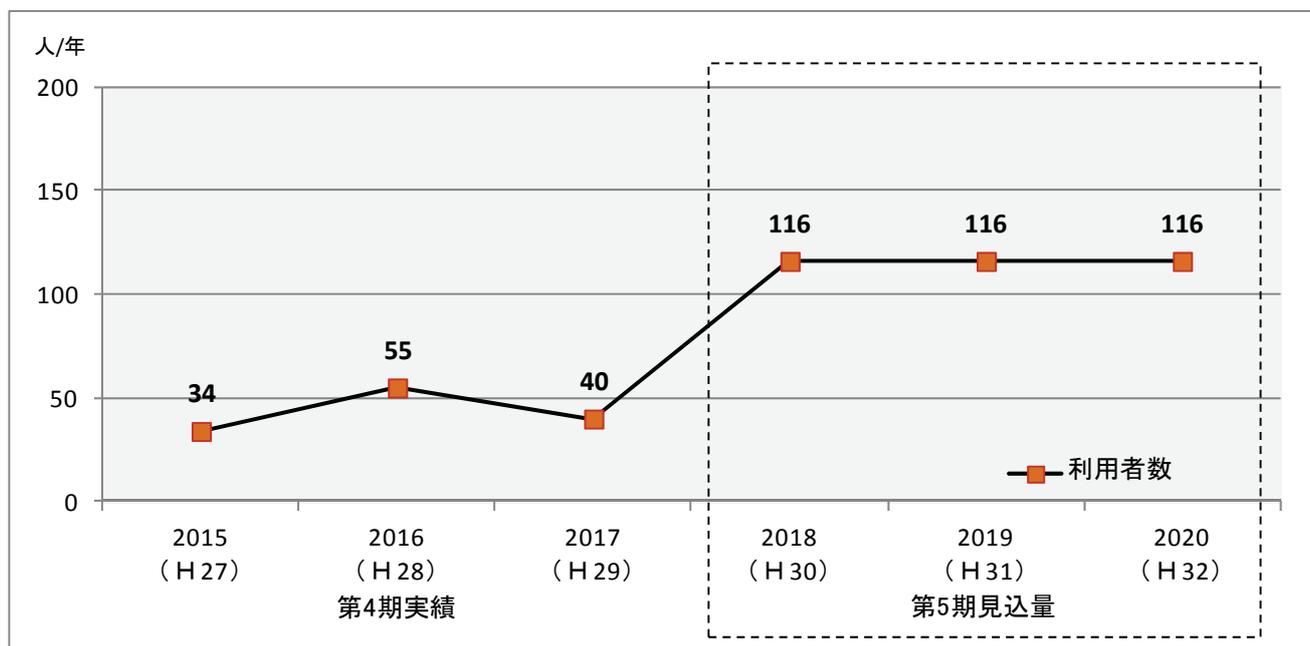
市内の医療型障害児入所施設の定員数で見込む。なお、定員数には市外で支給決定を受け入所する者も含む。

<医療型障害児入所施設の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/年	34	55	40	116	116	116
4月1日時点の事業所数		1	1	1			

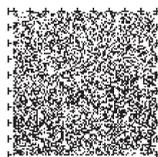
※第4期実績は市の支給決定人数

※2017（H29）年度は実績見込み



障害児入所支援見込量等確保のための方策

虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担うため一定の定員数を確保し、支援希望者からの相談・申請に対しては、適切に支給決定を行う。



8 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数【新】

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

各行政区に1名配置とし見込みを設定する。

＜医療的ケア児等コーディネーター配置人数の見込み＞

	単位	第5期見込量		
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
配置人数	人	0	5	5

コーディネーター配置数見込量等確保のための方策

医療的ケア児等コーディネーターについては、国が医療的ケア児等コーディネーター養成研修として提示しているカリキュラムがあり、それに沿った養成研修を行う必要がある。現在行っている重症心身障がい児等支援者研修の内容を精査し、国が提示しているカリキュラムに沿った研修実施に努める。

9 発達障がい者等に対する支援【新】

発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、2020（平成32）年度までの見込量を以下のとおり設定する。

（1）発達障がい者支援地域協議会の開催数

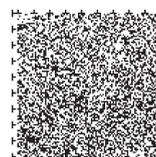
	単位	第5期見込量		
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
開催回数	回/年	1	1	1

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

発達障がい者支援センターの活動状況についての検証などを行う会議を年1回開催する。



(2) 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
相談支援件数	件/年	2,599	3,317	3,700	4,100	4,500	4,500

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状の相談件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

専門的な対応が必要な相談件数の直近の伸びから算出する。

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
助言件数	件/年	14	15	16	24	30	36

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状の助言件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

事業所等からの施設運営に関する相談件数の2017（平成29）年度実績見込みから算出する。

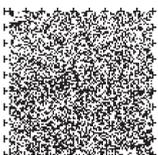
(4) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
開催回数	回/年	38	33	35	45	47	47

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。



■ 第5期計画の見込量における推計方法

外部講師や発達障がい者支援センター職員による関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修と、地域住民向け講演会開催の2017（平成29）年度実績見込みから算出する。

発達障がい者等に対する支援見込量等確保のための方策

発達障がい者支援センター職員の支援力を強化するために人材育成を計画的に行うとともに、発達障がい者支援地域協議会を新たに設置し、発達障がい児者への支援に向け関係機関と連携し、計画的な事業の遂行に努める。

10 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備【新】

子ども・子育て支援事業の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れについて定量的な見込みを設定する。また、この見込みを踏まえ、保育所等訪問支援により障がい児の保育所等の受入れ促進を図るなど、子育て支援施策との緊密な連携により障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組み、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る。

単位（人）

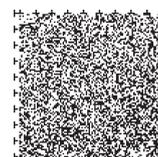
種別	実績						見込量		
	2015（H27）		2016（H28）		2017（H29）		2018（H30）	2019（H31）	2020（H32）
		施設数 （箇所）		施設数 （箇所）		施設数 （箇所）			
保育所	322 【109】	150 (93)	319 【106】	138 (78)	306 【100】	129 (74)	291 【93】	291 【93】	291 【93】
認定こども園	12 【8】	24 (6)	64 【26】	46 (26)	81 【33】	58 (33)	97 【40】	97 【40】	97 【40】
放課後児童健全育成事業	366 【116】	128 (123)	381 【136】	131 (117)	366 【109】	140 (125)	386 【115】	403 【120】	421 【125】

※2017（H29）年度は実績見込み

※受入人数欄の【 】内は障害者手帳所持又は特別支援学級在籍者数

※施設数欄の（ ）内は全施設のうち障がい児受入施設数

※保育所は認可外保育所は含まない。



第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある方の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

本章では、各事業の現状を踏まえ、計画期間における見込みやその確保のための方策について記載しています。

1 理解促進・研修啓発事業

障がい者サポーター研修やワークショップの開催等の障がい者サポーター制度の運用や、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の公募を行い、市民に障がい理解の機会を提供する。

また、障害者差別解消法の周知をはじめ、熊本地震での教訓を踏まえ配布を始めた「ヘルプカード」の普及など、市民の障がい理解に向けた取組みを更に充実させる。

2 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民、支援団体等が自発的に取り組む活動に対し、その活動費の一部を支援する。共生社会の実現に向けて、引き続き必要な支援を実施する。

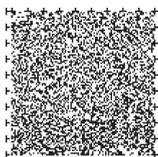
3 相談支援事業

熊本市が業務を委託する障がい者相談支援センターにおいて、障がい児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用等を支援するとともに、権利擁護のための必要な援助を行う。また、相談支援体制の強化のための取り組みとして、専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応や熊本市障がい者自立支援協議会における総合的な課題集約及び社会資源の改善・開発に向けた取組み、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の後方支援及び人材育成に関する業務等を行なう。

＜相談支援事業の実績と見込み＞

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
障がい者相談支援事業	力所	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※2017（H29）年度は実績見込み



■ 第5期計画の見込量における推計方法

障がい者相談支援事業については、2015（平成27）年度からの事業の委託化に伴い設置数を15箇所から9箇所に再編しており、2018（平成30）年度以降も現体制を維持する。さらに、地域生活支援拠点の整備に向け、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組みを推進することにより、地域の相談支援体制の充実を図る。

4 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用の有効性が認められ、かつ親族による支援が見込めない知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部又は一部を助成する。また、後見業務を適正に行うことができる市民後見人の養成を行い、法人後見事業実施団体に対する支援を行う。支援機関への制度の周知を適切に行い、知的・精神障がい者に対して支援を行う。また、法人後見事業実施団体と連携し、市民後見人の養成を図る。

<成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
成年後見制度 利用支援事業 利用件数	人/年	25	33	38	44	50	56
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

2015（平成27）、2016（平成28）年度の申し立て及び報酬助成の実績と2017（平成29）年度の実績見込みを踏まえて、見込量を算出する。

5 意思疎通支援事業

（1）手話通訳者設置事業

手話通訳者を各区役所に設置し、聴覚障がい者等の意思伝達の仲介を行う。

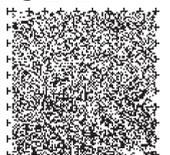
（2）手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、聴覚障がい者等の社会参加を促進させる。

（3）要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、要約筆記者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、聴覚障がい者等の社会参加を促進させる。

意思疎通支援事業については、関係機関と連携しながら、引き続き提供体制の確保に努めるとともに、制度の周知広報を適切に行うことで、聴覚障がい者等の円滑な意思の疎通を図る。



<意思疎通支援事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
手話通訳者及び 要約筆記者派遣事業	件/年	2,409	2,320	2,623	2,500	2,500	2,500
手話通訳者設置事業	人	4	5	5	6	6	6

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

2015（平成27）、2016（平成28）年度の実績により見込量を算出する。

6 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行う。市民に対してホームページ等で制度の周知を行い、申請受付・決定を行う。

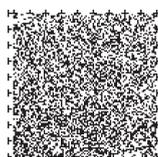
<日常生活用具給付事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
介護訓練支援用具	件/年	36	26	19	19	19	19
自立生活支援用具	件/年	103	134	175	175	175	175
在宅療養等支援用具	件/年	73	77	82	82	82	82
情報・意思疎通支援用具	件/年	161	175	191	191	191	191
排泄管理支援用具	件/年	11,889	11,803	11,718	11,718	11,718	11,718
居宅生活動作補助道具 (住宅改修費)	件/年	13	10	12	12	12	12

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

2015（平成27）年度から2016（平成28）年度の利用の伸びを踏まえて見込量を算出する。住宅改修費は、2015（平成27）、2016（平成28）年度の実績の平均で見込量を算出する。



7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会参加及び自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成する。引き続き、制度の周知広報を適切に行い、人材の育成と確保に努める。

<手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	18	22	23	20	20	20

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が円滑に外出できるよう、移動を支援する。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努める。

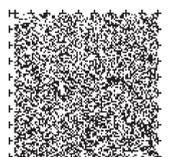
<移動支援事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	45	36	41	42	43	44
サービス量	時間/月	322	305	328	336	344	352

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。



9 地域活動支援センター機能強化事業

(1) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行うとともに、あわせて相談支援事業について実施する。利用者増加に向け、引き続きセンターの広報を行う。

(2) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。利用者増加に向け、引き続きセンターの広報を行う。

(3) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、通所による援護事業を実施する。利用者増加に向け、引き続きセンターの広報を行う。

<地域活動支援センター機能強化事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
地域活動支援センター（Ⅰ型）	力所	7	6	6	6	6	6
	人/日	116	101	102	120	120	120
地域活動支援センター（Ⅱ型）	力所	1	1	1	1	1	1
	人/日	18	7	9	20	20	20
地域活動支援センター（Ⅲ型）	力所	2	1	1	1	1	1
	人/日	19	10	10	10	10	10

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

施設ごとの利用実績を踏まえて見込量を算出する。

10 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、発達障がい者及びその家族等に対する相談支援や発達支援、就労支援等を行う。引き続き、相談支援体制の確保に努めるとともに、支援力を強化するために人材育成を行う。

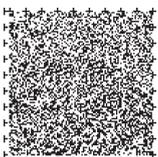
<発達障がい者支援センター運営事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
発達障がい者支援センター	力所	1	1	1	1	1	1
	人/日	3	3	3	3	4	4

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。



1 1 障害児等療育支援事業

(1) 在宅支援訪問療育等支援事業

相談や指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭を訪問し、相談・指導及び健康診査等を行う。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障がい児（者）及び保護者に対し、外来での各種相談及び指導を行う。

障害児等療育支援実施機関と連携し、地域の在宅障がい児（者）に対して、療育指導・相談を行う。

<障害児等療育支援事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
障害児等療育支援事業	カ所	5	5	5	5	5	5

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。

1 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚障がい者及び盲ろう者の自立と社会参加を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成を行う（県との合同事業）。引き続き、制度の周知広報を適切に行い、人材の育成と確保に努める。

<専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実績と見込み>

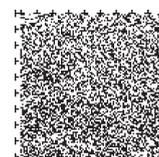
	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	24	16	28	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	6	10	10	12	12	12

※2017（H29）年度は実績見込み

※手話通訳者養成事業については、2カ年間のカリキュラム修了者数を計上

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。



13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者等の円滑な意思の疎通を支援する通訳・介助員を派遣する。関係機関と連携しながら、引き続き提供体制の確保に努めるとともに制度の周知を行い、支援を必要とする盲ろう者等が制度を利用できるように努める。

<専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業	件/年	259	245	319	280	280	280

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。

14 広域的な支援事業【新】

精神障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を行う。また、ピアサポート従事者の養成・育成を目的とした講座や情報交換の場を開催する。

発達障がい者支援地域協議会を開催することにより、体制整備及びネットワークの構築を行う。

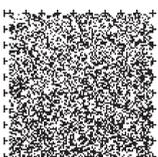
<広域的な支援事業の実績と見込み>

	単位	第5期見込量		
		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
地域生活支援広域調整会議等事業※ (協議会の開催見込み数)	開催数/年	12	12	12
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者見込み数)	人/年	15	15	15
災害派遣精神医療チーム体制整備事業 (運営委員会開催見込み数)	開催数/年	1 (県単位)	1 (県単位)	1 (県単位)
②発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業				
協議会開催見込み数（再掲）	開催数/年	1	1	1

※既存の会議（地域精神保健福祉連絡協議会・精神障がい者地域移行支援部会）を活用する。

■ 第5期計画の見込量における推計方法

国から示されている内容に基づいて見込量を算出する。



15 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努める。

<日中一時支援事業の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	183	137	142	147	152	157
各年度4月1日時点の事業所数		33	34	33			

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。

16 福祉ホーム事業運営費助成

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。また、住居を必要としている障がい者が制度を利用できるよう、関係機関と連携しながら、周知広報に努める。

<福祉ホーム事業運営費助成の実績と見込み>

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
福祉ホーム事業 運営費助成	力所数	3(2)	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)
	人	23	24	25	25	25	25

※（ ）内は助成対象施設のうち市内にある施設数

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

2017（平成29）年度の実績見込みを踏まえて見込量を算出する。



17 訪問入浴サービス事業

障がい者等の居宅を訪問して浴槽を提供し、障がい者の身体の清潔保持等のため入浴の介護を行う。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努める。

＜訪問入浴サービス事業の実績と見込み＞

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/月	23	19	21	22	23	24

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の利用実績を踏まえ見込量を算出する。

18 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）

障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者を対象に日常生活に必要な訓練・指導を行う。支援を必要としている視覚障がい者が制度を利用できるよう、関係機関と連携しながら周知広報に努める。

＜生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）の実績と見込み＞

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
利用者数	人/年	105	93	104	105	105	105

※2017（H29）年度は実績見込み

■ 第5期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込量を算出する。

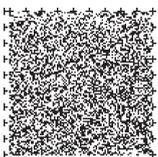
19 障がい者スポーツ大会

障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。政令市移行に伴い、2012（平成24）年度より県市共催で「くまもと障がい者スポーツ大会」を実施。

＜障がい者スポーツ大会の実績と見込み＞

	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
開催の有無	有無	有	有	有	有	有	有
参加人数	人	1,196 (309)	233 (49)	555 (199)			

※（ ）内はうち市内在住参加者数



サービス等見込み量一覧

(1) 障害福祉サービス等見込み量一覧

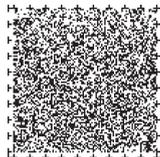
サービス種別	単位	第4期実績			第5期計画			
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	
訪問系	居宅介護	人/月	793	794	815	839	863	887
		時間/月	9,044	9,085	9,376	9,640	9,904	10,168
	重度訪問介護	人/月	85	82	83	87	88	89
		時間/月	12,687	11,570	12,417	13,015	13,165	13,314
	同行援護	人/月	128	133	145	157	169	181
		時間/月	1,923	2,076	2,030	2,198	2,366	2,534
	行動援護	人/月	10	12	14	16	18	20
		時間/月	129	135	168	192	216	240
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	人/月	1,400	1,410	1,453	1,496	1,539	1,582
		人日/月	28,606	28,560	28,188	29,022	29,857	30,691
	自立訓練（機能訓練）	人/月	12	11	14	15	16	17
		人日/月	177	198	196	210	224	238
	自立訓練（生活訓練）	人/月	96	87	90	93	96	99
		人日/月	1,955	1,843	1,794	1,856	1,918	1,980
	就労移行支援	人/月	176	137	147	157	168	179
		人日/月	3,037	2,394	2,440	2,606	2,789	2,971
	就労継続支援（A型）	人/月	1,005	1,071	1,096	1,156	1,216	1,276
		人日/月	20,504	21,734	21,262	22,426	23,590	24,754
	就労継続支援（B型）	人/月	965	1,046	1,171	1,291	1,411	1,531
		人日/月	17,567	19,164	20,258	22,334	24,410	26,486
	就労定着支援【新】	人/月	-	-	-	97	107	117
	療養介護	人/月	182	201	204	207	210	213
		人日/月	5,616	6,209	6,324	6,417	6,510	6,603
	短期入所（福祉型）	人/月	189	168	185	202	219	236
人日/月		710	689	777	848	920	991	
短期入所（医療型）	人/月	43	42	43	44	45	46	
	人日/月	205	201	181	185	189	193	

※2017（H29）年度は実績見込み



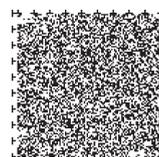
サービス種別		単位	第4期実績			第5期計画		
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
居住系	自立生活援助【新】	人/月	-	-	-	42	44	46
	共同生活援助	人/月	684	708	748	792	836	880
	施設入所支援	人/月	771	774	774	774	774	774
相談支援	計画相談支援	人/月	1,041	1,078	1,121	1,164	1,207	1,250
	地域移行支援	人/月	0	2	3	4	5	6
	地域定着支援	人/月	0	0	2	42	44	46
障がい児支援	児童発達支援	人/月	670	794	897	1,000	1,103	1,206
		人日/月	3,766	4,807	5,023	5,600	6,177	6,754
	医療型児童発達支援	人/月	9	5	4	5	6	7
		人日/月	50	24	23	29	34	40
	居宅訪問型児童発達支援【新】	人/月	-	-	-	3	3	3
		人日/月	-	-	-	3	3	3
	放課後等デイサービス	人/月	767	1,086	1,484	1,751	2,018	2,285
		人日/月	8,265	13,711	14,988	17,685	20,382	23,079
	保育所等訪問支援	人/月	25	20	38	42	46	50
		人日/月	31	22	46	50	55	60
	障害児相談支援	人/月	551	671	790	909	1,028	1,147
	福祉型障害児入所施設	人/年	51	48	50	170	170	170
医療型障害児入所施設	人/年	34	55	40	116	116	116	
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数【新】	人	-	-	-	0	5	5	

※2017（H29）年度は実績見込み



サービス種別		単位	第4期実績			第5期計画		
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
発達障がい者等支援	発達障がい者支援地域協議会【新】	回/年	-	-	-	1	1	1
	発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数【新】	件/年	2,599	3,317	3,700	4,100	4,500	4,500
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数【新】	件/年	14	15	16	24	30	36
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数【新】	回/年	38	33	35	45	47	47
子ども・子育て支援	保育所 【 】…手帳所持者数	人/年	322 【109】	319 【106】	306 【100】	291 【93】	291 【93】	291 【93】
	認定こども園 【 】…手帳所持者数	人/年	12 【8】	64 【26】	81 【33】	97 【40】	97 【40】	97 【40】
	放課後児童健全育成事業 【 】…手帳所持者数又は特別支援学級在籍者数	人/年	366 【116】	381 【136】	366 【109】	386 【115】	403 【120】	421 【125】

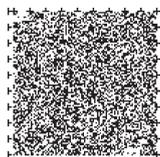
※2017（H29）年度は実績見込み



(2) 地域生活支援事業見込量一覧

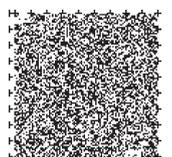
サービス種別	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
1 理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
障がい者相談支援事業	力所数	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
4 成年後見制度利用支援事業	人/年	25	33	38	44	50	56
4 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
5 意思疎通支援事業							
手話通訳者及び要約筆記者 派遣事業	件/年	2,409	2,320	2,623	2,500	2,500	2,500
手話通訳者設置事業	人	4	5	5	6	6	6
6 日常生活用具給付事業							
介護訓練支援用具	件/年	36	26	19	19	19	19
自立生活支援用具	件/年	103	134	175	175	175	175
在宅療養等支援用具	件/年	73	77	82	82	82	82
情報・意思疎通支援用具	件/年	161	175	191	191	191	191
排池管理支援用具	件/年	11,889	11,803	11,718	11,718	11,718	11,718
居宅生活動作補助道具 (住宅改修費)	件/年	13	10	12	12	12	12
7 手話奉仕員養成研修事業	人/年	18	22	23	20	20	20
8 移動支援事業	人/月	45	36	41	42	43	44
	時間/月	322	305	328	336	344	352
9 地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センター(I型)	力所数	7	6	6	6	6	6
	人/日	116	101	102	120	120	120
地域活動支援センター(II型)	力所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	18	7	9	20	20	20
地域活動支援センター(III型)	力所数	2	1	1	1	1	1
	人/日	19	10	10	10	10	10

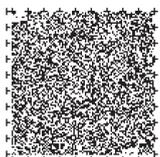
※2017 (H29) 年度は実績見込み



サービス種別	単位	第4期実績			第5期計画		
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
10 発達障がい者支援センター運営事業	力所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	3	3	3	3	4	4
11 障害児等療育支援事業	力所数	5	5	5	5	5	5
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	人/年	24	16	28	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修事業	人/年	6	10	10	12	12	12
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	259	245	319	280	280	280
14 広域的な支援事業【新】							
精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業	回/年	-	-	-	12	12	12
地域移行・地域生活支援事業	人/年	-	-	-	15	15	15
災害派遣精神医療チーム 体制整備事業	回/年	-	-	-	1 (県単位)	1 (県単位)	1 (県単位)
発達障がい者支援地域協議会による 体制整備事業（再掲）	回/年	-	-	-	1	1	1
15 日中一時支援事業	人/月	183	137	142	147	152	157
16 福祉ホーム事業運営費助成 （ ）内は市内にある施設数	力所数	3 (2)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
	人	23	24	25	25	25	25
17 訪問入浴サービス事業	人/月	23	19	21	22	23	24
18 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）	人/年	105	93	104	105	105	105
19 障がい者スポーツ大会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

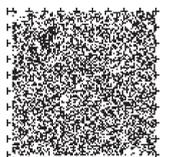
※2017（H29）年度は実績見込み





資料

- 第5期熊本市障がい福祉計画・
第1期熊本市障がい児福祉計画 策定経緯
- 熊本市障害者施策推進協議会委員

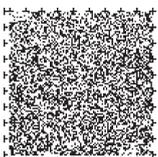


第5期熊本市障がい福祉計画・第1期熊本市障がい児福祉計画 策定経緯

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や家族会の方、福祉関係者、学識、公募委員等で構成される「熊本市障害者施策推進協議会」で審議をいただきました。

障がいのある人を対象としたアンケート調査や特別支援学校に通う生徒への障がい福祉サービス利用意向の調査を実施し、障がいのある人の日常生活の状況や、福祉サービスの利用状況・利用意向、ニーズ等を把握し見込み量を設定するとともに、障がい者団体への意見照会を行い、より障がいのある方の意見を反映した計画を策定しました。

期 日	内 容
2017(平成 29)年 6 月～7 月	障がい福祉に関するアンケート調査
2017(平成 29)年 7 月 20 日	平成 29 年度第 1 回熊本市障害者施策推進協議会 ・ 計画策定にあたっての基本的な考え方、計画骨子の説明 ・ 障がい福祉に関するアンケート調査について ・ 熊本市障がい福祉計画（第 4 期）進捗状況報告
2017(平成 29)年 8 月 18 日	平成 29 年度第 2 回熊本市障がい者自立支援協議会 ・ 計画策定にあたっての基本的な考え方、計画骨子の説明 ・ 障がい福祉に関するアンケート調査について
2017(平成 29)年 9 月	県内特別支援学校進路意向（障害福祉サービス利用意向）調査
2017(平成 29)年 11 月 24 日	平成 29 年度第 3 回熊本市障がい者自立支援協議会 ・ 第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画（素案）について
2017(平成 29)年 12 月	熊本市障害者施策推進協議会委員及び障がい者団体へ意見照会 ・ 第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画（素案）について
2017(平成 29)年 12 月 18 日	平成 29 年度熊本市精神保健福祉審議会 ・ 第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画（素案）について
2017(平成 29)年 12 月～ 2018(平成 30)年 1 月	パブリックコメント実施
2018(平成 30)年 2 月 5 日	平成 29 年度第 2 回熊本市障害者施策推進協議会 ・ 第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画（最終案）について
2018(平成 30)年 2 月 23 日	平成 29 年度第 4 回熊本市障がい者自立支援協議会 ・ 第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画（最終案）について
2018(平成 30)年 3 月	第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画決定

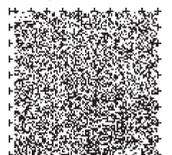


熊本市障害者施策推進協議会委員

※五十音順、敬称略

氏名	役職等
相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学 非常勤講師
一門 恵子	九州ルーテル学院大学 名誉教授
奥山 晃正	熊本県障がい者支援課 課長
勝本 映美	熊本市社会福祉施設連合会 会長
熊川 嘉一郎	社会福祉法人ライン工房 統括施設長
栗原 和弘	熊本県立熊本支援学校 校長
興梠 ひで	くまもと江津湖療育医療センター 施設長
古賀 清美	公募委員
潮谷 愛一	熊本市社会福祉協議会 会長
田中 こず恵	熊本きぼう福祉センター 主任
多門 文雄	熊本市身体障害者福祉協会連合会 会長
中山 泰男	熊本難病・疾病団体協議会 代表幹事
西 恵美	熊本市手をつなぐ育成会 副会長
早咲 京子	熊本県中小企業家同友会 代表理事
日隈 辰彦	特定非営利活動法人 自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本 代表
福島 満雄	熊本障害者職業センター 所長
松村 和彦	熊本県自閉症協会 副会長
丸住 朋枝	熊本県弁護士会 高齢者・障害者に関する委員会副委員長
水田 博志	熊本大学大学院生命科学研究部整形外科学分野 教授
宮田 喜代志	熊本市心の障害者家族会 会長

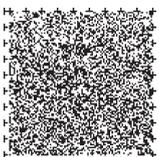
2018(H30)年3月現在

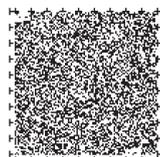


第5期熊本市障がい福祉計画
第1期熊本市障がい児福祉計画

2018（平成30）年3月計画決定

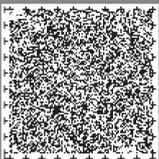
熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい保健福祉課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電話 096-328-2519 FAX 096-325-2358
メール shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp







熊本市障がい者サポーター制度シンボルマーク



表紙イラストは中山怜音さん作 カッターによる切り絵「熊本城」